

スマホ決済 コンビニストア・ ゆうちょ銀行・ ペイジー払 で手続きされたお客さまへのお願い

(初回保険料払込取扱票・請求書払特約)

保険料払込み用の「払込取扱票」は 保険証券とは別にお送りしております

保険証券到着後、1週間を経過しても払込取扱票が届かない場合は、保険証券に記載の代理店・扱者までご照会ください。

「保険料お払込みのご案内」が届きましたら すぐに封筒をご開封ください

払込取扱票に記載の内容をご確認のうえ、当社指定のスマホ決済サービスもしくはコンビニエンスストア^(注)、ゆうちょ銀行(郵便局)またはペイジーにて、保険料の払込みをお願いします。

(注)当社指定のスマホ決済サービスまたはコンビニエンスストアにつきましては、払込取扱票の裏面をご確認ください。

保険料は払込期日までに払い込んでください

払込期日までに保険料の全額を払い込んでいただけない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険料スマホ決済サービスについての注意事項

- 保険料スマホ決済サービスは、「払込取扱票」にあるQRコード^(注)をスマートフォン・タブレット等で読み取り、決済サービスを選択して手続きをしていただく払込方法です。
- 各決済サービスのご利用限度額等のご利用条件については、お客さまがご契約されている決済サービス運営会社が定める会員規約やサービス利用規約等に従います。
- すでに保険料スマホ決済サービスにて保険料を払込み済みと確認できた場合は「払込取扱票」をお送りしません。
万が一、行き違いで届きました場合は、重複してお払込みのないようご注意ください。

(注)QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

万一、事故が発生した場合は

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024(無料)

- 受付時間 24時間365日
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

万一、事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

なお、上記の「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」では、専門の係員が事故の受付をさせていただきます。

保険契約者の皆さまへ

令和元年10月

介護保険・社会福祉事業者 総合保険

普通保険約款・特別約款・特約集

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



I . 普通保険約款・特別約款・特約一覧表

名 称	ページ
賠償責任保険普通保険約款	3
介護保険事業者・社会福祉施設特別約款	25
賠償責任保険追加特約 自動セット	30
施設事業者特約	32
訪問介護事業者特約	43
社会福祉協議会特約	51
滞在型施設利用者傷害見舞金補償特約	60
通所型施設利用者傷害見舞金補償特約	64
借用自動車危険補償特約	67
介護保険住宅改修補償特約	70
使用者賠償責任補償特約	70
受託物賠償責任補償特約	75
借用不動産補償特約	77
情報漏えい賠償責任補償特約	80
業務中傷害補償特約	90
天災危険補償特約	111
細菌性食中毒補償対象外特約	112
熱中症危険補償対象外特約	112
自動車搭乗中傷害補償特約	112
死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約（業務中傷害用）	131
死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約（自動車搭乗中傷害用）	131
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のための支払特約（業務中傷害用）	131
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のための支払特約（自動車搭乗中傷害用）	131
財産補償特約	132
持出財産補償特約	151
身元信用特約	151
感染症見舞金補償費用補償特約	156
指定感染症追加補償特約（感染症見舞金補償費用補償特約用）	159
等級ダウン補償費用補償特約	160
保険料確定特約	163
保険料確定特約（業務中傷害用）	164

このたびは当社の介護保険・社会福祉事業者総合保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。
心より厚く御礼申し上げます。
この冊子をご契約に伴う大切な事がらを記載したものです。
必ずご一読いただき、保険証券とともに大切に保管してください。

目次

	ページ
I . 普通保険約款・特別約款・特約一覧表	1
II . 普通保険約款	3
賠償責任保険普通保険約款	3
III . 特別約款・特約	21
ご契約にセットされる特別約款・特約について	21
後遺障害等級表（介護保険事業者・社会福祉施設特別約款用）	190
IV . 自動車搭乗中傷害補償特約定型補償内容一覧表	196
V . 返還保険料のお取扱いについて	197
VI . 保険会社等のご連絡・お問い合わせ窓口	201

名 称	ページ
精算（直近会計年度末）特約	164
精算（直近月末）特約	166
保険料一般分割払特約	168
保険料大口分割払特約	171
保険料支払に関する特約	175
団体扱・集団扱特約	175
保険料クレジットカード払特約	179
初回保険料口座振替特約	181
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	182
初回追加保険料口座振替特約	185
契約内容変更に関する特約 自動セット	188
共同保険に関する特約	188

Ⅱ . 普通保険約款

賠償責任保険普通保険約款

全てのご契約に本約款が適用されます。

賠償責任保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特別約款および特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特別約款および特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
さ	財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、紛失または盗取もしくは詐欺されることを含みません。
し	始期日	保険期間の初日をいいます。
	身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
て	訂正の申出	告知事項（注）について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第7条（告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に付帯される特別約款または特約に規定する訂正の申出をいいます。 （注）告知事項とは、第7条（1）に定める告知事項をいいます。
へ	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
ほ	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
ま	満期日	保険期間の末日をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注1）の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注2）、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（注3）または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（注4）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。

（注4）ラジオ・アイソトープには、ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

第3条（損害の範囲および支払保険金）

（1）当社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限りします。

区分	説明
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
② 損害防止費用	第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
③ 権利保全行使費用	第23条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

④ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（１）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（２）当社が、本条（１）①から④までについて支払うべき保険金の額は、１回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{本条（１）①から④までの合算額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

（３）当社が、本条（１）⑤および⑥について支払うべき保険金の額は、１回の事故について、その全額とします。ただし、本条（１）①の額が支払限度額を超える場合は、本条（１）⑥について支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{本条（１）⑥について支払うべき保険金の額}} = \boxed{\text{本条（１）⑥の額}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{本条（１）①の額}}$$

第４条（保険責任の始期および終期）

（１）この保険契約で補償される期間は、始期日の午後４時に始まり、満期日の午後４時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。

（２）本条（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第５条（保険料の払込方法）

（１）保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

（２）保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内（保険証券にこれと異なる国または地域が記載されている場合は、日本国内またはその国もしくは地域とします。以下「証券適用地域」といいます。）において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、被保険者が次のいず

れかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 証券適用地域外の法令に基づく損害賠償責任
- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第７条（告知義務）

（１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

（２）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）本条（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 本条（２）に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、本条（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 次のいずれかに該当する場合

ア. 当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合

イ. 保険契約締結時から５年を経過した場合

（４）本条（２）に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条（２）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条（２）の規定を適用します。

（５）本条（２）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（６）本条（５）の規定は、本条（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

（注）当社が保険契約締結の際、本条（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第８条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（注１）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければ

なりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。

- (2) 本条(1)の事実がある場合(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② 本条(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合

- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。

- (5) 本条(4)の規定は、本条(1)の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 本条(1)の事実がある場合には、本条(4)ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条(保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険契約に関して必要な事項について、調査することができず。

第11条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条(保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第14条(当社による保険契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条(保険契約に関する調査)に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。

- ② 保険契約者が第18条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、被保険者が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(注2)することができます。

- (3) 本条(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)①から④までの事由または本条(2)の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① 本条(1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② 本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

- (注2) 解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の精算）

- （１）保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- （２）当社は、保険期間中および保険期間終了後１年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- （３）当社は、本条（１）および（２）の資料に基づいて算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- （４）この普通保険約款において、賃金、入場者、領収金および売上高の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
② 入場者	保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
③ 領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき金額の総額をいいます。
④ 売上高	保険期間中に、被保険者が販売または提供する商品またはサービスの対価の総額をいいます。

（注）本条（１）および（２）の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が１年を超えまたは１年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条(告知義務) （１）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

② 第8条(通知義務) （１）の事実が発生した場合	次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額（注１）を返還または請求します。 ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注１）を請求します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × 未経過日数 365 イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注１）のいずれか低い額を返還します。 （ア） 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × 未経過日数 365 （イ） 既に払い込まれた保険料 － 保険証券記載の最低保険料
	次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。 ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × 未経過期間に対応する短期料率 （注２） イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。 （ア） 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × 既経過期間に対応する短期料率 （注２） （イ） 既に払い込まれた保険料 － 保険証券記載の最低保険料

（注１）算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、

第8条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（1）保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × $\frac{\text{未経過日数}}{365}$

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして算出します。

第20条（保険料の返還－取消の場合）

第12条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）

（1）保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）（2）、第8条（通知義務）（2）、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 × $\frac{\text{未経過日数}}{365}$

② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 ア、 既に払い込まれた保険料 × $\left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率（注）}}{1}\right)$ イ、 既に払い込まれた保険料 - 保険証券記載の最低保険料
---	---

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。

（注）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条（追加保険料領収前の事故）

（1）第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（2）第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（1）保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注１）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注１）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注１）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注２）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（１）②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（１）⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注１）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注２）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みません。

第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

（１）当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

（２）被保険者が、正当な理由がなく本条（１）の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

（１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が損害の額（注２）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注１）を支払保険金の額とします。

（２）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が損害の額（注２）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注１）
② 他の保険契約等から保険金または共済金支払われた場合	損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。

（注１）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（保険金の請求）

（１）被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

（２）当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。

（３）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３）	180日
② 本条（１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（１）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

（３）本条（２）①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条（２）①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（２）①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（４）本条（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注４）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

（５）本条（４）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

（６）本条（１）から（５）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（注１）請求完了日とは、被保険者が第26条（保険金の請求）（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注４）応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権

⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が生じた物の写真（注２）
⑧ その他当社が第27条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（４）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（３）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（５）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（４）の規定に違反した場合または本条（３）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（６）保険金請求権は、本条（２）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（注１）修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注２）写真には、画像データを含みます。

第27条（保険金の支払）

（１）当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）本条（１）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この

(注) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①について保険金の支払を行うものとする。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権は、第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①に対する保険金請求権に限りです。

第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

支払限度額が、第29条（先取特権）(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)②から④までの規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとする。

第31条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとしします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとしします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に関する義務を負うものとしします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとしします。

第33条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

Ⅲ. 特別約款・特約

ご契約にセットされる特別約款・特約について

- 以下の特別約款・特約については、「適用される場合」に該当する場合にそれぞれ適用されます。なお、特別約款・特約の条文中および適用条件の説明中の「保険証券」には、保険証券に添付される明細書または条件書その他の付属書類についても含むものとします。
- 保険証券の「特約」、「特記事項」欄または「その他特約および特記事項」欄に本表に掲げる特約以外の特約名が表示されており、保険証券にその特約が添付されている場合は、その特約についても適用されます。
- 特約にはご契約時のお申し出にかかわらず、すべてのご契約に適用される特約（自動セット特約）と、ご契約時にお申出があり当社が引き受ける場合にセットする特約（任意セット特約）があります。自動セット特約には **自動セット** と表示しています。

【特約適用条件一覧表】

名 称	適用される場合（保険証券の表示等）	ページ
介護保険事業者・社会福祉施設特別約款	全てのご契約に適用されます。	25
賠償責任保険追加特約 自動セット	全てのご契約に適用されます。	30
施設事業者特約	特約欄に「BS」または名称の表示がある場合	32
訪問介護事業者特約	特約欄に「BW」または名称の表示がある場合	43
社会福祉協議会特約	特約欄に「BT」または名称の表示がある場合	51
滞在型施設利用者傷害見舞金補償特約	滞在型施設利用者傷害見舞金の保険金額欄に金額表示がある場合または特約欄に「BX」もしくは名称の表示がある場合	60
通所型施設利用者傷害見舞金補償特約	通所型施設利用者傷害見舞金の保険金額欄に金額表示がある場合または特約欄に「BY」もしくは名称の表示がある場合	64
借用自動車危険補償特約	特約欄に「CA」または名称の表示がある場合	67
介護保険住宅改修補償特約	特約欄に「CB」または名称の表示がある場合	70
使用者賠償責任補償特約	使用者賠償責任の支払限度額欄に金額表示がある場合または特約欄に「CC」もしくは名称の表示がある場合	70
受託物賠償責任補償特約	受託物賠償責任の支払限度額欄に金額表示がある場合または特約欄に「CD」もしくは名称の表示がある場合	75

名 称	適用される場合（保険証券の表示等）	ページ
借用不動産補償特約	借用不動産の支払限度額欄に金額表示がある場合または特約欄に「CE」もしくは名称の表示がある場合	77
情報漏えい賠償責任補償特約	漏えい賠償責任または漏えい費用損害の支払限度額欄に金額表示がある場合または特約欄に「CF」もしくは名称の表示がある場合	80
業務中傷害補償特約	業務中傷害（1名あたり）の保険金額欄に金額表示がある場合または特約欄に「CG」もしくは名称の表示がある場合	90
天災危険補償特約	特約欄に「CK」または名称の表示がある場合	111
細菌性食中毒補償対象外特約	特約欄に「CL」または名称の表示がある場合	112
熱中症危険補償対象外特約	特約欄に「CM」または名称の表示がある場合	112
自動車搭乗中傷害補償特約	自動車搭乗中傷害の型欄に型表示がある場合または特約欄に「CN」もしくは名称の表示がある場合	112
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約（業務中傷害用）	業務中傷害（1名あたり）保険金額欄の「死亡・後遺障害」にのみ金額表示があり、「入院日額」「通院日額」に金額表示がない場合または特約欄に「CH」もしくは名称の表示がある場合	131
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約（自動車搭乗中傷害用）	自動車搭乗中傷害の型欄にC○型（○は数字）の表示がある場合または特約欄に「CP」もしくは名称の表示がある場合	131
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約（業務中傷害用）	業務中傷害（1名あたり）保険金額欄の「死亡・後遺障害」「入院日額」にのみ金額表示があり、「通院日額」に金額表示がない場合または特約欄に「CJ」もしくは名称の表示がある場合	131
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約（自動車搭乗中傷害用）	自動車搭乗中傷害の型欄にB○型（○は数字）の表示がある場合または特約欄に「CQ」もしくは名称の表示がある場合	131
財産補償特約	財産の支払限度額欄に金額表示がある場合または特約欄に「CR」もしくは名称の表示がある場合	132
持出財産補償特約	特約欄に「CS」または名称の表示がある場合	151

名 称	適用される場合（保険証券の表示等）	ページ
身元信用特約	身元信用被保証人欄に被保証人の表示がある場合または特約欄に「CT」もしくは名称の表示がある場合	151
感染症見舞金補償費用補償特約	感染症見舞金補償費用補償対象者欄に補償対象者の表示がある場合または特約欄に「CW」もしくは名称の表示がある場合	156
指定感染症追加補償特約（感染症見舞金補償費用補償特約用）	感染症見舞金補償費用補償特約がセットされる場合	159
等級ダウン補償費用補償特約	等級ダウン補償費用補償対象者欄に補償対象者の表示がある場合または特約欄に「CX」もしくは名称の表示がある場合	160
保険料確定特約	特約欄に「A6」または名称の表示がある場合。業務中傷害補償特約以外に適用されます。	163
保険料確定特約（業務中傷害用）	業務中傷害（1名あたり）の保険金額欄に金額表示がある場合で、特約欄に「A6」または名称の表示がある場合。業務中傷害補償特約に適用されます。	164
精算（直近会計年度末）特約	特約欄に「R4」または名称の表示がある場合	164
精算（直近月末）特約	特約欄に「R5」または名称の表示がある場合	166
保険料一般分割払特約	払込方法欄に「○○分割口座振替」（○○は分割回数）の表示がある場合	168
保険料大口分割払特約	払込方法欄に「大口分割」の表示がある場合	171
保険料支払に関する特約	特約欄に「B9」または名称の表示がある場合	175
団体扱・集団扱特約	払込方法欄に「集団扱」の表示がある場合	175
保険料クレジットカード払特約	特約欄に「AI」または名称の表示がある場合	179
初回保険料口座振替特約	特約欄に「Aア」または名称の表示がある場合	181
初回保険料払込取扱票・請求書払特約	払込方法欄に「一時払（払込票払）」または特約欄に「Aク」もしくは名称の表示がある場合	182
初回追加保険料口座振替特約	払込方法が口座振替方式で、かつ保険料一般分割払特約または保険料大口分割払特約がセットされる場合	185
契約内容変更に関する特約 自動セット	全てのご契約に適用されます。	188

名 称	適用される場合（保険証券の表示等）	ページ
共同保険に関する特約	保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合	188

介護保険事業者・社会福祉施設特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり発生した次の①から⑤までに該当する事故（以下「事故」といいます。）について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特別約款に従い、保険金を支払います。

① 対人・対物事故

次のいずれかに該当する事故

ア．業務の遂行のために所有、使用もしくは管理する施設（設備を含みます。ただし、業務遂行に際し使用する器具類は除きます。以下「施設」といいます。）に起因する他人の身体の障害または財物（次の②の管理財物を除きます。以下この号において同様とします。）の損壊

イ．業務の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊。ただし、次のウおよびエを除きます。

ウ．被保険者の占有を離れた財物（被保険者が業務の遂行とは無関係に製造、販売または提供した財物を除きます。以下「生産物」といいます。）に起因する他人の身体の障害または財物の損壊

エ．被保険者が行った業務の終了（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって業務の終了とします。以下同様とします。）または業務の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊

② 管理財物の損壊

管理財物（業務の遂行のために被保険者が使用または管理する財物または施設に所在する昇降機に積載した財物をいい、被保険者が借用する不動産を除きます。以下同様とします。）の損壊。なお、この号の適用にあたっては、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定を適用しません。

③ 財物損壊を伴わない使用不能

他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能（その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。以下同様とします。）。ただし、当社がこの号の規定により保険金を支払うのは、その財物の使用不能により生じる他人の損害（以下「使用不能損害」といいます。）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して被る損害であって、使用不能損害が発生した日からその日を含めて30日以内に生じた使用不能損害に限り、また、使用不能損害の生じた財物について正当な権利を有する者が、使用不能の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は、使用不能損害とはみなしません。

④ 人格権侵害

上記①のアからエまでのなかで記載されている事由に起因する次のいずれかに該当する不当行為

ア．不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀損

イ．口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

⑤ 経済的損害

上記①から④までに掲げる事故のほか、被保険者が業務を遂行するにあたり、業務上相当な注意を用いなかったことにより、利用者（被保険者の行う業務におけるサービス等を利用する者）をいいます。以下同様とします。）に財産的損害を与えたこと。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において、対象とする業務は、介護保険法（平成9年法律第123号）または社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する事業が対象とする業務に限ります。

第3条（被保険者）

（1）この特別約款において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、医師については、医療上の行為による身体の障害に起因する場合を除きます。

① 介護保険法または社会福祉法に規定する事業を行う保険証券の記名被保険者欄に記載された事業者（以下「事業者」といいます。）およびその事業者と委任関係にある者（理事、取締役、監査役等をいいます。）

② 事業者の業務を遂行する場合に限り、事業者の使用人（利用者を除きます。）

③ 登録ボランティアまたは実習生。ただし、直接その事業者の指導・監督下において、業務の補助者として事業に従事している間に限ります。

（2）当社は、本条（1）の被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）当社は、本条（1）の①または②に規定する被保険者の本条（1）の③に規定する被保険者に対する損害賠償責任については、本条（2）の規定を適用しません。

（4）普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定は、本条（1）に規定する者ごとに個別に適用します。この場合において、賠償責任保険追加特約第1条（被保険者相互の関係）の規定は適用しません。

（5）本条（4）の規定にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定は、本条（1）に規定する者ごとに個別に適用しません。当社が支払うべき保険金の額は、本条（1）に規定する者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 介護保険法または社会福祉法に定める所定の資格を有しない者、または業務の遂行にあたり必要な資格が法律に定めのある場合はその所定の資格を有しない者が行った業務に起因する損害賠償責任

② 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任

③ 保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その事故または原因もしくは事由に起因する損害賠償責任

④ 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任

⑤ 次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

ア. 航空機

イ. 自動車または原動機付自転車

ウ. 施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）または動物

⑥ 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任

⑦ 昇降機の所有、使用もしくは管理について、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により法令に違反したことによって生じた損害賠償責任

⑧ 次の財物の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。）について負担する損害賠償責任

ア. 生産物

イ. 業務の目的物

⑨ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または行った業務の結果に起因する損害賠償責任

⑩ 被保険者が業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当社は、石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出した場合に、水の汚染によって発生した次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 他人の財物の損壊

② 漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下

（2）当社は、石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他損害の発生または拡大の防止のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

（3）本条（1）および（2）に規定する石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類

② 上記①に規定する石油類より誘導される化成品類

③ 上記①および②に規定する物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の①のウまたはエの事故（以下この条において「事故」といいます。）が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または業務の目的物の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）をいいます。以下同様とします。）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。また、その回収措置の対象に生産物または業務の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費

用を含みます。)およびそれらの回収措置に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の②の事故については、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害

第8条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の③の事故については、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅滞その他債務不履行に起因して発生した財物の使用不能に対する損害。ただし、生産物、または被保険者が行った業務の終了もしくは業務の結果によるその業務の目的物の不測かつ突発的な損壊を伴う場合を除きます。
- ② 生産物、または被保険者が行った業務の終了もしくは業務の結果によるその業務の目的物の使用不能損害に対する損害
- ③ 生産物、または被保険者が行った業務の終了もしくは業務の結果によるその業務の目的物の不測かつ突発的な損壊を伴わずに発生した財物の使用不能に対する損害

第9条（保険金を支払わない場合—その6）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の④の事故については、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 直接であるとか間接であるかを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

第10条（事故の発生の防止義務）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の①のウまたはエの事故（以下この条において「事故」といいます。）が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合には、被保険者は、損害の発生および拡大を防止するために、遅滞なく生産物または業務の目的物（これらが他の財物の一部を構成している場合は、その財物全体を含みます。）について、回収措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条（1）に規定する回収措置を履行しなかった場合は、当社は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払いま

す。

第11条（1回の事故の定義）

- (1) 支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の事故は、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、「1回の事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。
- (2) 普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人の身体の障害の発生の時を客観的に把握できない場合には、被害者がその身体の障害について、最初に医師（被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。）の診断を受けた時に発生したものとみなします。

第12条（保険期間と保険責任の関係）

- (1) 当社は、保険証券記載の遡及日以降に発生した事故について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因してなされたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求権者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。
- (3) 本条（1）の遡及日とは、本条（1）の損害賠償請求を提起された被保険者が、この特別約款が付帯された保険契約（この保険契約の保険期間の開始日より前に締結された保険契約を含みます。）において被保険者となった最初の日をいいます。ただし、この特別約款が付帯された保険契約において被保険者となった最初の日からこの保険契約の保険期間の開始日までの間にこの特別約款が付帯された保険契約の被保険者でなかった期間がある場合は、その被保険者でなかった期間が終了した日のうち、この保険契約の保険期間の開始日に最も近い日の翌日を遡及日とします。
- (4) 本条（3）の被保険者でなかった期間が、保険契約者、被保険者またはこれらの代理人の故意または重大な過失によらず生じた場合には、その期間を被保険者であった期間とみなして本条（3）の規定を適用します。

第13条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求がなされるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、遅滞なく、その具体的状況を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、本条（1）の通知を行った場合は、その事故または原因もしくは事由に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、保険期間の末日になされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（普通保険約款の読み替え）

- (1) この特別約款については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第5条（保険料の払込方法）（2）、および第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「生じた事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
 - ② 第7条（告知義務）（3）の③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「損害賠償請求がなされる前に」

- ③ 第7条（5）および第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の「事故の発生した」とあるのは「損害賠償請求がなされた」
- ④ 第7条（6）、第8条（通知義務）（5）および第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑤ 第8条（4）の規定中「間に発生した事故」とあるのは「間に発生した本条（1）の事実に基づき、損害賠償請求がなされたこと」（2）第1条（保険金を支払う場合）の③の損害に関する限り、この特別約款については、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定中「損壊」とあるのは「使用不能」と読み替えて適用します。

第15条（特別約款の読み替え）

第1条（保険金を支払う場合）の③の損害に関する限り、この特別約款については、第4条（保険金を支払わない場合—その1）の⑥、第5条（保険金を支払わない場合—その2）（1）の①および第7条（保険金を支払わない場合—その4）の②の規定中「損壊」とあるのは「使用不能」と読み替えて適用します。

第16条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

賠償責任保険追加特約

第1章 共通条項

この共通条項は、この保険契約に適用されるすべての特別約款（これらに適用される特約を含みます。）に適用されます。なお、この共通条項において規定しない事項については、この共通条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款およびそれぞれの特別約款の規定を適用します。

第1条（被保険者相互の関係）

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定は、この保険契約に適用される特別約款および特約に定めのないかぎり、それぞれの被保険者に対して個別に適用せず、被保険者相互を他人とみなしません。

第2条（アスベスト損害等補償対象外）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の精算）

- （1）普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）、第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の②および③、第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）ならびに第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（2）の規定中「賃金、入場者、領収金または売上高」とあるのは「賃金、入場者、領収金、売上高、完成工事高、延参加人数、延動員人数、延活動時間または販売トン数」と読み替えて適用します。
- （2）この特約において、完成工事高、延参加人数、延動員人数、延活動時間および販売トン数は、それぞれ次の定義に従うものとします。

- ① 完成工事高
保険期間中に、被保険者が完成させる保険証券記載の仕事に関する税込対価の総額（建設業会計における工事完成基準または工事進行基準による完成工事高）をいいます。
- ② 延参加人数
保険期間中に、保険証券記載の仕事または行事に参加した参加者数の延人数をいいます。
- ③ 延動員人数
保険期間中に、保険証券記載の仕事または行事に被保険者が動員した延人数をいいます。
- ④ 延活動時間
保険期間中に、保険証券記載の仕事または活動に従事した延時間をいいます。
- ⑤ 販売トン数
保険期間中に、保険証券記載の事業所におけるLPGガス販売業務により被保険者が販売したLPGガスの総重量をいいます。

- （3）当社は、保険料が普通保険約款第17条（4）および本条（2）に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、本条（1）に準じて、保険期間中におけるその金額または数量を保険料を定めるために用います。
- （4）普通保険約款第17条（注）の規定は、保険契約が解除となる場合には適用しません。

第4条（他の特約等との関係）

この保険契約に適用される特別約款およびその他の特約において、第1条（被保険者相互の関係）から第3条（保険料の精算）までの規定に反する規定が定められている場合には、それらの規定は、この特約に優先して適用します。

第2章 拡張補償条項

この補償条項は、この保険契約において、以下に掲げるそれぞれの補償条項で明示されている特別約款が適用される場合に限り、それぞれの特別約款（これらに適用される特約を含みます。）にのみ適用されます。なお、それぞれの補償条項において規定しない事項については、それぞれの補償条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款およびそれぞれの特別約款の規定を適用します。

第1節 紛失・盗取補償条項

この補償条項は、すべての特別約款に適用されます。

第5条（財物の損壊の定義）

普通保険約款等に規定する財物の損壊には、この補償条項が適用される特別約款およびその他の特約に定めのないかぎり、財物の紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。

第2節 役員・使用人補償条項

この補償条項は、施設所有（管理）者特別約款、昇降機特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款または自動車管理者特別約款に適用されます。

第6条（被保険者）

- （1）この補償条項が適用される特別約款において被保険者とは、次の

①に規定する者のほか、次の②から⑤までのいずれかに該当する者を含みます。

- ① 保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）
- ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
- ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
- ④ 記名被保険者の使用人
- ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族

(2) 本条（１）の②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

(3) 普通保険約款等の規定は、本条（１）に規定する者ごとに個別に適用します。この場合において、第１条（被保険者相互の関係）の規定は適用しません。

(4) 本条（３）の規定にかかわらず、普通保険約款第３条（損害の範囲および支払保険金）（２）および（３）の規定は、本条（１）に規定する者ごとに個別に適用しません。当社が支払うべき保険金の額は、本条（１）に規定する者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

(5) 本条（３）の規定にかかわらず、当社は、本条（１）に規定する者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、記名被保険者が本条（１）の②から④までの者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。この場合において、第１条（被保険者相互の関係）の規定は適用しません。

施設事業者特約

第１章 総則

第１条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 指定介護保険事業者
介護保険法（平成９年法律第123号）の規定により、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者もしくは介護予防支援事業者として指定、または介護保険施設として指定もしくは許可を得た事業者をいいます。
- ② 訪問介護事業
指定介護保険事業者が行う事業のうち、第２条（業務の範囲）（１）に規定する業務を除く、介護保険法で指定された事業をいいます。
- ③ 指定障害福祉事業者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」といいます。）により、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設または指定相談支援事業者として、指定を得た事業者をいいます。
- ④ 訪問事業

指定障害福祉事業者が行う事業のうち、第２条（１）に規定する業務を除く、障害者総合支援法で指定された事業をいいます。

第２条（業務の範囲）

(1) 介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）第２条（業務の範囲）の規定にかかわらず、この特約において対象とする業務は、次のいずれかに該当する施設の所有、使用もしくは管理またはその施設の運営に関する業務（本条（２）から（４）までの業務を除きます。）に限りします。

① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条（定義）に規定する社会福祉事業のうち同条記載の法令に定員数または利用者数の定めのある施設

② 介護保険法に定員数または利用者数の定めのある施設

(2) この特約において対象とする業務には、保険証券に「横出し業務有」と記載された場合に限り、本条（１）に規定する業務のほか、次のいずれかに該当する業務を含むものとします。

・家事援助サービス	・自立援助サービス（掃除、洗濯等）
・巡回入浴サービス	・介護サービス
・介助サービス	・ベビーシッター
・移送サービス	・外出介助サービス
・送迎サービス	・各種相談助言サービス
・配食サービス	・緊急通報サービス
・財産保全・管理サービス	・その他保険証券記載の業務

(3) この特約において対象とする業務には、保険証券に「訪問介護補償」と記載された場合に限り、指定介護保険事業者として行う訪問介護事業およびこれらに付随する本条（２）に規定する業務を含むものとします。

(4) この特約において対象とする業務には、保険証券に「訪問事業補償」と記載された場合に限り、指定障害福祉事業者として行う訪問事業およびこれらに付随する本条（２）に規定する業務を含むものとします。

第２章 事故対応費用補償条項

第３条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、本条（２）の①から⑤までについては特別約款第１条（保険金を支払う場合）に規定する事故に起因して、本条（２）の⑥については特別約款第１条の①に規定する事故に起因して、本条（２）の⑦についてはサービス利用者がサービスを利用している間に発生した行方不明に起因して、事故対応費用を負担することによって被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

(2) 本条（１）に規定する事故対応費用とは次のいずれかに該当する費用をいいます。

① 初期対応費用

被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限りします。

ア. 事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。）

イ. 事故現場の写真撮影費用

ウ. 事故状況調査・記録費用

- 工. 事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限り
ます。）
- オ. 事故現場後片付け費用・清掃費用
- カ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要
した交通費または宿泊費
- キ. 通信費
- ② お詫び広告費用
被保険者が事故の謝罪のための広告に要した費用であって、損
害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決
について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り
ます。
- ③ 訴訟対応費用
被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されたと
は申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調
停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要か
つ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限りします。
- ア. 意見書または鑑定書作成のために必要な費用
- イ. 外注コピーの費用
- ウ. 増設コピー機の賃借費用
- 工. 事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製
品開発等を目的とする実験費用は含みません。）
- オ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用
- カ. 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇
用費用
- キ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費
- ④ 信頼回復費用
被保険者が事故の対応のために要した信頼回復のためのコンサル
ティング費用をいいます。ただし、当社の同意を得て支出した
費用に限りします。
- ⑤ 再発防止費用
被保険者が事故の再発防止のために要した次のいずれかに該当
する費用のうち、当社の同意を得て支出した費用に限りします。
- ア. 事故再発防止のために外部の専門家に対して支払うコンサル
ティング費用および記名被保険者の使用人への研修実施のため
に外部の専門家に対して支払う研修費用
- イ. サービス利用者に対して、第三者からの加害行為が発生した
ために、被保険者が加害行為への対応に要した次の費用。ただ
し、第三者の加害行為であったことを保険契約者または被保険
者が警察署に届け出た場合に限りします。
- ・警備員の配置費用。ただし、警備員を配置した時から7日間を
超えて発生した費用を除き、事故発生後の措置のために配置さ
れる警備員の費用を含みます。

・サービス利用者を居住地、社会福祉施設または介護施設から他
の施設へ移転するために要した移転費用（治療のため医師また
は看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みま
す。）。ただし、これにより負担を免れるそのサービス利用者の
帰宅のための運賃はこの費用から差し引きます。
- ⑥ 臨時雇入費用
入所者（第2条（業務の範囲）（1）の施設に宿泊を伴って入
所する者をいい、被保険者の使用人を含みません。）が身体の障
害を被り、5日以上入院した場合において、被保険者の使用人を

その入所者に付添わせることにより、臨時に代行者を雇い入れた
ときに、その雇い入れに要した当社の同意を得て支出した費用で、
入所者が入院している期間に対する賃金、給与および手当に限り、
賞与、退職金等を含みません。

- ⑦ 利用者搜索費用
被保険者が利用者搜索のために要した次のいずれかに該当する
費用をいいます。
- ア. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要
した交通費または宿泊費。ただし、本条（2）①カ. に規定す
る初期対応費用が支払われる場合を除きます。
- イ. 被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇
用費用
- ウ. 被保険者が利用者搜索のためのチラシ作成に要した費用。た
だし、当社の同意を得て支出した費用に限りします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、第3条（保険金を支払う場合）の⑦の事故については、賠
償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2
条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払
わない場合—その1）から第9条（保険金を支払わない場合—その6）
までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、
保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法
人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する
その他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故
意または重大な過失
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場
合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、
取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）
またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他
の者が受け取るべき金額については除きます。

第5条（保険金の請求）

- （1）普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、
当社に対する保険金請求権は、被保険者が第3条（保険金を支払う
場合）に規定する事故対応費用を負担した時から発生し、これを行
使できるものとします。
- （2）普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保
険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社
が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定 める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また は証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において 定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故
の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、
本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社
が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社
が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなけれ

- ばなりません。
- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条 (普通保険約款等の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約(以下「普通保険約款等」といいます。)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「事故対応費用」
- ② 普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「施設事業者特約第5条(保険金の請求)(2)」

第3章 対人見舞費用補償条項

第7条 (保険金を支払う場合)

当社は、特別約款第1条(保険金を支払う場合)の①の事故により保険期間中に他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金(弔慰金および見舞品の購入費用を含みます。以下「対人見舞費用」といいます。)を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者が対人見舞費用を負担することにより被る損害に対して、この補償条項に従い、見舞費用保険金を支払います。

第8条 (損害賠償金にかかる保険金との関係)

この補償条項により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この補償条項により支払われた見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に適用されるその他の特約により支払うべき保険金に充当します。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 普通保険約款第26条(保険金の請求)(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第7条(保険金を支払う場合)に規定する対人見舞費用を負担した時から発生し、これを使用することができるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条(3)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 被保険者の対人見舞費用の支払を証明する被害者またはその法定相続人の受領書等の書類
③ 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書

④ 被害者が入院または通院した場合は、医師(被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。)の診断書ならびに入院日数および通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑤ その他当社が普通保険約款第27条(保険金の支払)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条(4)の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条(5)の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条(6)の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条 (普通保険約款等の読み替え)

この補償条項については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「対人見舞費用」
- ② 普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは「施設事業者特約第9条(保険金の請求)(2)」

第4章 支払限度額に関する条項

第11条 (支払保険金)

- (1) 当社が、特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する管理財物の損壊、財物損壊を伴わない使用不能、人格権侵害および経済的損害に起因する損害ならびにこの特約第3条(保険金を支払う場合)に規定する事故対応費用および第7条(保険金を支払う場合)に規定する対人見舞費用を負担することによって被る損害について支払うべき保険金の額は、次の額を限度とします。
- ① 賠償責任の身体支払限度額が1名5,000万円および1事故5億円の場合
別表1の1型に掲げる支払限度額
 - ② 賠償責任の身体支払限度額が1名1億円および1事故10億円の場合
別表1の2型に掲げる支払限度額
 - ③ 賠償責任の身体支払限度額が1名3億円および1事故20億円の場合
別表1の3型に掲げる支払限度額
- (2) 当社は、同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の①の死亡にかかる見舞費用保険金を支払う場合において、既

に支払った別表 1 の②の後遺障害または③の入院・治療にかかる見舞費用保険金があるときは、別表 1 の①の死亡にかかる見舞費用保険金から既に支払った保険金の額を差し引いた残額を限度として保険金を支払います。

第5章 基本条項

第12条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

利用者が特別約款第 1 条（保険金を支払う場合）の①に規定する事故により身体の障害を被った場合において、その身体の障害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払うときは、次の金額の合算額を超える場合に限る、その超過額に対して、保険金を支払います。この場合において、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定は適用しません。

- ① 労災保険法等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本の労働災害補償法令をいいます。）により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）
- ② 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 次のいずれかの金額

- ア．被保険者が法定外補償規定（被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額
- イ．被保険者が法定外補償規定を定めていない場合で、かつ、労働災害総合保険契約を締結しているときは、その労働災害総合保険契約の法定外補償条項により支払われる金額。ただし、同一の記名被保険者について他の保険契約等が締結されている場合には、その保険契約等により支払われる保険金の金額を含みます。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の②および③

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
② 第 8 条(通知義務) (1) の事実が発生した場合	次の算式により算出した額を返還または請求します。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額を返還または請求します。 なお、返還または請求する保険料は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第 8 条（１）の事実が発生した時に降の期間に対して算出した額とします。

- ア． 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

×

未経過月数（１か月に満たない期間は１か月とします。以下同様とします。）

12

- イ． 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。

（ア）

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

×

既経過月数（１か月に満たない期間は１か月とします。以下同様とします。）

12

1－

（イ）

既に払い込まれた保険料

－

保険証券記載の最低保険料

次のいずれかのとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- ア． 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

×

未経過月数

12

- イ． 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。

（ア）

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

×

既経過月数

12

1－

（イ）

既に払い込まれた保険料

－

保険証券記載の最低保険料

- ③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合

② 第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（１）の②

区分	保険料の返還
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$

③ 第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（１）の①および②

区分	保険料の返還
① 第7条(告知義務)（２）、第8条(通知義務)（２）、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（１）またはこの保険契約に適用される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$
② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 ア. 既に払い込まれた保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$ イ. 既に払い込まれた保険料 $-$ 保険証券記載の最低保険料

第14条（精算特約の読み替え）

この保険契約に精算（直近会計年度末）特約または精算（直近月末）特約が付帯されている場合、この特約については、精算（直近会計年度末）特約および精算（直近月末）特約の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条（保険料の精算－失効の場合）

この特約が付帯された保険契約が失効となる場合には、当社は、普通保険約款第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（２）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。

第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った
保険料算出の基礎に基づく保険料

 $\times \frac{\text{既経過月数}}{12}$

② 第3条（保険料の精算－解約または解除の場合）

この特約が付帯された保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（２）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料（②の確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。）とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

区分	確定保険料
① 当社が保険契約を解除した場合	第1条(保険料算出の基礎)の規定に従った保険料算出 $\times \frac{\text{既経過月数}}{12}$ の基礎に基づく保険料
② 保険契約者が保険契約を解約した場合	

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないがぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

別表1 支払限度額

項目		支払限度額		
		1型	2型	3型
管理財物	1事故・保険期間中につき（うち現金・小切手）	100万円 （10万円）	200万円 （20万円）	300万円 （30万円）
財物損壊を伴わない使用不能	1事故・保険期間中につき	3,000万円	3,000万円	3,000万円
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中につき	500万円	1,000万円	3,000万円
経済的損害	1事故につき	100万円	100万円	100万円
	保険期間中につき	300万円	300万円	1,000万円

事故対応費用				1 事故 保険期間 中につき (うち第 3条の⑥ にかかる 損害)	1,000万円 (100万円)	1,000万円 (100万円)	1,000万円 (100万円)
対人見舞費用	① 死亡した場合			1 被害者 につき	5万円	10万円	10万円
	② 後遺障害(注1) が生じた場合				上記の額(死亡した場合の額) に別表2に掲げる保険金支払割 合(注2)を乗じた額		
	③ 入院 (注3) ・治療 の場合	入院 期間	31日 以上		3万円	5万円	5万円
			15日 以上		2万円	3万円	3万円
			8日 以上		1万円	2万円	2万円
			7日 以内		5千円	1万円	1万円
		治療 期間 (注4)	31日 以上		2万円	3万円	3万円
			15日 以上		1万円	2万円	2万円
			8日 以上		5千円	1万円	1万円
			7日 以内		3千円	5千円	5千円

(注1) 治療(医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者または被害者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

(注2) 別表2のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(注3) 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。

(注4) 実際に通院(病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。)した日数をいい、入院した期間を除きます。

別表2 後遺障害等級表
P.190に記載のとおり

訪問介護事業者特約

第1章 総則

第1条 (業務の範囲)

介護保険事業者・社会福祉施設特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(業務の範囲)の規定にかかわらず、この特約において対象とする業務は、介護保険法(平成9年法律第123号)または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する事業者として行う業務のほか、次のいずれかに該当する業務を含むものとします。

・家事援助サービス

・巡回入浴サービス

・介助サービス

・移送サービス

・送迎サービス

・配食サービス

・財産保全・管理サービス

・自立援助サービス(掃除、洗濯等)

・介護サービス

・ベビーシッター

・外出介助サービス

・各種相談助言サービス

・緊急通報サービス

・その他保険証券記載の業務

第2章 事故対応費用補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、本条(2)の①から⑥までについては特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故に起因して、本条(2)の⑥についてはサービス利用者がサービスを利用している間に発生した行方不明に起因して、事故対応費用を負担することによって被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

(2) 本条(1)に規定する事故対応費用とは次のいずれかに該当する費用をいいます。

① 初期対応費用

被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限りです。

ア. 事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。)

イ. 事故現場の写真撮影費用

ウ. 事故状況調査・記録費用

エ. 事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限りです。)

オ. 事故現場後片付け費用・清掃費用

カ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費

キ. 通信費

② お詫び広告費用

被保険者が事故の謝罪のための広告に要した費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限りです。

③ 訴訟対応費用

被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調

— 43 —

停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限りします。

ア．意見書または鑑定書作成のために必要な費用

イ．外注コピーの費用

ウ．増設コピー機の賃借費用

エ．事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。）

オ．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用

カ．被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用

キ．被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

④ 信頼回復費用

被保険者が事故の対応のために要した信頼回復のためのコンサルティング費用をいいます。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限りします。

⑤ 再発防止費用

被保険者が事故の再発防止のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、当社の同意を得て支出した費用に限りします。

ア．事故再発防止のために外部の専門家に対して支払うコンサルティング費用および記名被保険者の使用人への研修実施のために外部の専門家に対して支払う研修費用

イ．サービス利用者に対して、第三者からの加害行為が発生したために、被保険者が加害行為への対応に要した次の費用。ただし、第三者の加害行為であったことを保険契約者または被保険者が警察署に届け出た場合に限りします。

- ・警備員の配置費用。ただし、警備員を配置した時から7日間を超えて発生した費用を除き、事故発生後の措置のために配置される警備員の費用を含みます。
 - ・サービス利用者を居住地、社会福祉施設または介護施設から他の施設へ移転するために要した移転費用（治療のため医師または看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）。ただし、これにより負担を免れるそのサービス利用者の帰宅のための運賃はこの費用から差し引きします。

⑥ 利用者搜索費用

被保険者が利用者搜索のために要した次のいずれかに該当する費用をいいます。

ア．被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費。ただし、本条（２）①カ．に規定する初期対応費用が支払われる場合を除きます。

イ．被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用

ウ．被保険者が利用者搜索のためのチラシ作成に要した費用。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限りします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、第2条（保険金を支払う場合）の⑥の事故については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合－その１）から第9条（保険金を支払わない場合－その６）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法

人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

第4条（保険金の請求）

（１）普通保険約款第26条（保険金の請求）（２）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故対応費用を負担した時から発生し、これを行ってできるものとします。

（２）普通保険約款第26条（３）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（３）普通保険約款第26条（４）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（４）普通保険約款第26条（５）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（３）の規定に違反した場合または本条（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（５）普通保険約款第26条（６）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（１）に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第5条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「事故対応費用」

② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注１）の規定中「第26条（保険金の請求）（３）」とあるのは「訪問介護事業者特約第4条（保険金の請求）（２）」

第3章 対人見舞費用補償条項

第6条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の①の事故により保険期間中に他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（弔慰金および見舞品の購入費用を含みます。以下「対人見舞費用」といいます。）を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者が対人見舞費用を負担することにより被る損害に対して、この補償条項に従い、見舞費用保険金を支払います。

第7条（損害賠償金にかかる保険金との関係）

この補償条項により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この補償条項により支払われた見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に適用されるその他の特約により支払うべき保険金に充当します。

第8条（保険金の請求）

- (1) 普通保険約款第26条（保険金の請求）(2)の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第6条（保険金を支払う場合）に規定する対人見舞費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 被保険者の対人見舞費用の支払を証明する被害者またはその法定相続人の受領書等の書類
③ 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
④ 被害者が入院または通院した場合は、医師（被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。）の診断書ならびに入院日数および通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑤ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「対人見舞費用」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「訪問介護事業者特約第8条（保険金の請求）（2）」

第4章 支払限度額に関する条項

第10条（支払保険金）

- (1) 当社が、特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する管理財物の損壊、財物損壊を伴わない使用不能、人格権侵害および経済的損害に起因する損害ならびにこの特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故対応費用および第6条（保険金を支払う場合）に規定する対人見舞費用を負担することによって被る損害について支払うべき保険金の額は、別表1記載の額を限度とします。
- (2) 当社は、同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の①の死亡にかかる見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った別表1の②の後遺障害または③の入院・治療にかかる見舞費用保険金があるときは、別表1の①の死亡にかかる見舞費用保険金から既に支払った保険金の額を差し引いた残額を限度として保険金を支払います。

第5章 基本条項

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の②および③

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
② 第8条(通知義務)(1)の事実が発生した場合	次の算式により算出した額を返還または請求します。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額を返還または請求します。 なお、返還または請求する保険料は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第8条（1）の事実が発生した時以降の期間に対して算出した額とします。 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更前の保険料と変更後の保険料との差額 × 未経過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。） 12

	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。 （ア） $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\left(1 - \frac{\text{既経過月数（1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様とします。）}}{12}\right)}$ （イ） $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$
③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	次のいずれかのとおりとします。ただし、保険料が賞金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \frac{\text{未経過月数}}{12}$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。 （ア） $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)}$ （イ） $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$

② 第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（1）の②

区分	保険料の返還
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$

③ 第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（1）の①および②

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）（2）、第8条（通知義務）（2）、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの保険契約に適用される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出したア. またはイ. のいずれか低い額を返還します。 ア. $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$ イ. $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$
② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$

第12条（精算特約の読み替え）

この保険契約に精算（直近会計年度末）特約または精算（直近月末）特約が付帯されている場合、この特約については、精算（直近会計年度末）特約および精算（直近月末）特約の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条（保険料の精算－失効の場合）

この特約が付帯された保険契約が失効となる場合には、当社は、普通保険約款第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。

$$\frac{\text{第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料}}{12} \times \frac{\text{既経過月数}}{12}$$

② 第3条（保険料の精算－解約または解除の場合）

この特約が付帯された保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（2）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料（②の確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。）とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

区分	確定保険料
① 当社が保険契約を解除した場合	第1条(保険料算出の基礎)の規定に従った保険料算出 × $\frac{\text{既経過月数}}{12}$ の基礎に基づく保険料
② 保険契約者が保険契約を解約した場合	

」

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

別表 1 支払限度額

項目			支払限度額
管理財物			1 事故・保険期間中につき（うち現金・小切手） 50万円 （10万円）
財物損壊を伴わない使用不能			1 事故・保険期間中につき 3,000万円
人格権侵害			1 名につき 50万円
			1 事故・保険期間中につき 100万円
経済的損害			1 事故につき 100万円
			保険期間中につき 300万円
事故対応費用			1 事故・保険期間中につき 1,000万円
対人見舞費用	① 死亡した場合		50万円
	② 後遺障害（注1）が生じた場合		上記の額（死亡した場合の額）に別表2に掲げる保険金支払割合（注2）を乗じた額
	③ 入院（注3）・治療の場合	入院期間 31日以上	1 被害者につき 10万円
		15日以上	5万円
		8日以上	3万円
		7日以内	2万円
		治療期間（注4） 31日以上	5万円
		15日以上	3万円
		8日以上	2万円
		7日以内	1万円

（注1）治療（医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者または被害者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至った

ものまたは身体の一部の欠損をいいます。

（注2）別表2のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（注3）自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。

（注4）実際に通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）した日数をいい、入院した期間を除きます。

別表 2 後遺障害等級表

P.190に記載のとおり

社会福祉協議会特約

第 1 章 総則

第 1 条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 指定介護保険事業者
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者もしくは介護予防支援事業者として指定、または介護保険施設として指定もしくは許可を得た事業者をいいます。
- ② 訪問介護事業
指定介護保険事業者が行う事業のうち、第2条（業務の範囲）（1）に規定する業務を除く、介護保険法で指定された事業をいいます。
- ③ 指定障害福祉事業者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」といいます。）により、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設または指定相談支援事業者として、指定を得た事業者をいいます。
- ④ 訪問事業
指定障害福祉事業者が行う事業のうち、第2条（1）に規定する業務を除く、障害者総合支援法で指定された事業をいいます。

第 2 条（業務の範囲）

（1）介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（業務の範囲）の規定にかかわらず、この特約において対象とする業務とは、社会福祉協議会が行う全ての業務をいいます。ただし、次の業務を除きます。

- ① 次のいずれかに該当する施設の所有、使用もしくは管理またはその施設の運営に関する業務
ア. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条（定義）に規定する社会福祉事業のうち同条記載の法令に定めのある施設所有（管理）者
イ. 介護保険法に定員数または利用者数の定めのある施設

- ② 社会福祉協議会が指定介護保険事業者として行う事業のうち、訪問介護事業を除く業務
- ③ 専ら公共の用に供し、福祉サービスの利用者以外の者が利用する施設（地域住民が主に利用するプール、公衆浴場その他体育・保養施設等をいいます。）の所有、使用もしくは管理またはその施設の運営に関する業務。ただし、これらの施設において、福祉サービスをその利用者に提供する業務を除きます。
- （２）この特約において対象とする業務には、保険証券に「訪問介護補償」と記載された場合に限り、指定介護保険事業者として行う訪問介護事業およびこれらに付随して利用者に有料で提供する業務を含むものとします。
- （３）この特約において対象とする業務には、保険証券に「訪問事業補償」と記載された場合に限り、指定障害福祉事業者として行う訪問事業およびこれらに付随して利用者に有料で提供する業務を含むものとします。

第3条（被保険者）

当社は、特別約款第3条（被保険者）（１）の③の被保険者相互間における他の被保険者については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する他人とみなします。この場合において、特別約款第3条（２）の規定は適用しません。

第2章 事故対応費用補償条項

第4条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、本条（２）の①から⑤までについては特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故に起因して、本条（２）の⑥についてはサービス利用者がサービスを利用している間に発生した行方不明に起因して、事故対応費用を負担することによって被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。
- （２）本条（１）に規定する事故対応費用とは次のいずれかに該当する費用をいいます。

① 初期対応費用

被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、

ア、事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。）

イ、事故現場の写真撮影費用

ウ、事故状況調査・記録費用

エ、事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限り、

オ、事故現場後片付け費用・清掃費用

カ、被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費

キ、通信費

② お詫び広告費用

被保険者が事故の謝罪のための広告に要した費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、

③ 訴訟対応費用

被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、

ア、意見書または鑑定書作成のために必要な費用

イ、外注コピーの費用

ウ、増設コピー機の賃借費用

エ、事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。）

オ、相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用

カ、被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用

キ、被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

④ 信頼回復費用

被保険者が事故の対応のために要した信頼回復のためのコンサルティング費用をいいます。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限り、

⑤ 再発防止費用

被保険者が事故の再発防止のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、当社の同意を得て支出した費用に限り、

ア、事故再発防止のために外部の専門家に対して支払うコンサルティング費用および記名被保険者の使用人への研修実施のために外部の専門家に対して支払う研修費用

イ、サービス利用者に対して、第三者からの加害行為が発生したために、被保険者が加害行為への対応に要した次の費用。ただし、第三者の加害行為であったことを保険契約者または被保険者が警察署に届け出た場合に限り、

- ・警備員の配置費用。ただし、警備員を配置した時から7日間を超えて発生した費用を除き、事故発生後の措置のために配置される警備員の費用を含みます。
- ・サービス利用者を居住地、社会福祉施設または介護施設から他の施設へ移転するために要した移転費用（治療のため医師または看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）。ただし、これにより負担を免れるそのサービス利用者の帰宅のための運賃はこの費用から差し引きます。

⑥ 利用者搜索費用

被保険者が利用者搜索のために要した次のいずれかに該当する費用をいいます。

ア、被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費。ただし、本条（２）①カ、に規定する初期対応費用が支払われる場合を除きます。

イ、被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用

ウ、被保険者が利用者搜索のためのチラシ作成に要した費用。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限り、

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、第4条（保険金を支払う場合）の⑥の事故については、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合－その１）から第9条（保険金を支払わない場合－その６）までに規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、

保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

第6条（保険金の請求）

- （1）普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第4条（保険金を支払う場合）に規定する事故対応費用を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。
- （2）普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（普通保険約款等の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「事故対応費用」
- ② 保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「社会福祉協議会特約第6条（保険金の請求）（2）」

第3章 対人見舞費用補償条項

第8条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の①の事故により保険期間中に他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（弔慰金および見舞品の購入費用を含みます。以下「対人見舞費用」といいます。）を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者が対人見舞費用を負担することにより被る損害に対して、この補償条項に従い、見舞費用保険金を支払います。

第9条（損害賠償金にかかる保険金との関係）

この補償条項により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この補償条項により支払われた見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に適用されるその他の特約により支払うべき保険金に充当します。

第10条（保険金の請求）

- （1）普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第8条（保険金を支払う場合）に規定する対人見舞費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 被保険者の対人見舞費用の支払を証明する被害者またはその法定相続人の受領書等の書類
③ 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
④ 被害者が入院または通院した場合は、医師（被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師をいいます。）の診断書ならびに入院日数および通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑤ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して、3

年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（普通保険約款等の読み替え）
この補償条項については、普通保険約款等の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款等の規定中「損害賠償責任」とあるのは「対人見舞費用」

② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注１）の規定中「第26条（保険金の請求）（３）」とあるのは「社会福祉協議会特約第10条（保険金の請求）（２）」

第4章 支払限度額に関する条項

第12条（支払保険金）

（１）当社が、特別約款第１条（保険金を支払う場合）に規定する管理財物の損壊、財物損壊を伴わない使用不能、人格権侵害および経済的損害に起因する損害ならびにこの特約第4条（保険金を支払う場合）に規定する事故対応費用および第8条（保険金を支払う場合）に規定する対人見舞費用を負担することによって被る損害について支払うべき保険金の額は、次の額を限度とします。

① 賠償責任の身体支払限度額が１名5,000万円および１事故５億円の場合
別表１の１型に掲げる支払限度額

② 賠償責任の身体支払限度額が１名１億円および１事故10億円の場合
別表１の２型に掲げる支払限度額

③ 賠償責任の身体支払限度額が１名３億円および１事故20億円の場合
別表１の３型に掲げる支払限度額

（２）当社は、同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表１の①の死亡にかかる見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った別表１の②の後遺障害または③の入院・治療にかかる見舞費用保険金があるときは、別表１の①の死亡にかかる見舞費用保険金から既に支払った保険金の額を差し引いた残額を限度として保険金を支払います。

第5章 基本条項

第13条（普通保険約款の読み替え）
この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の②および③

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
② 第8条(通知義務)（１）の事実が発生した場合	次の算式により算出した額を返還または請求します。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額を返還または請求します。

なお、返還または請求する保険料は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第8条（１）の事実が発生した時以降の期間に対して算出した額とします。

ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

×

未経過月数（１か月に満たない期間は１か月とします。以下同様とします。）

12

イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。

（ア）

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

×

既経過月数（１か月に満たない期間は１か月とします。以下同様とします。）

12

1－

（イ）

既に払い込まれた保険料

－

保険証券記載の最低保険料

次のいずれかのとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

×

未経過月数

12

イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。

（ア）

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

×

1－

既経過月数

12

（イ）

既に払い込まれた保険料

－

保険証券記載の最低保険料

③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合

② 第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（１）の②

区分	保険料の返還
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$

③ 第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（１）の①および②

区分	保険料の返還
① 第7条（告知義務）（２）、第8条（通知義務）（２）、第14条（当社による保険契約の解除）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（１）またはこの保険契約に適用される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 既に払い込まれた保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$
② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 ア、 既に払い込まれた保険料 $\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{12}\right)$ イ、 既に払い込まれた保険料 $-$ 保険証券記載の最低保険料

第14条（精算特約の読み替え）

この保険契約に精算（直近会計年度末）特約または精算（直近月末）特約が付帯されている場合、この特約については、精算（直近会計年度末）特約および精算（直近月末）特約の規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条（保険料の精算－失効の場合）

この特約が付帯された保険契約が失効となる場合には、当社は、普通保険約款第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（２）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。

第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った
保険料算出の基礎に基づく保険料

 $\times \frac{\text{既経過月数}}{12}$

② 第3条（保険料の精算－解約または解除の場合）

この特約が付帯された保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（２）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料（②の確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。）とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

区分	確定保険料
① 当社が保険契約を解除した場合	第1条（保険料算出の基礎） の規定に従った保険料算出 $\times \frac{\text{既経過月数}}{12}$ の基礎に基づく保険料
② 保険契約者が保険契約を解約した場合	

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないがぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

別表1 支払限度額

項目		支払限度額		
		1型	2型	3型
管理財物	1事故・保険期間中につき（うち現金・小切手）	100万円 （10万円）	200万円 （20万円）	300万円 （30万円）
財物損壊を伴わない使用不能	1事故・保険期間中につき	3,000万円	3,000万円	3,000万円
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中につき	500万円	1,000万円	3,000万円
経済的損害	1事故につき	100万円	100万円	100万円
	保険期間中につき	300万円	300万円	1,000万円
事故対応費用	1事故・保険期間中につき	1,000万円	1,000万円	1,000万円

対人見舞費用	① 死亡した場合			1 被害者につき	5 万円	10 万円	10 万円
	② 後遺障害(注 1)が生じた場合				上記の額（死亡した場合の額）に別表 2 に掲げる保険金支払割合（注 2）を乗じた額		
	③ 入院(注 3)・治療の場合	入院期間	31 日以上		3 万円	5 万円	5 万円
			15 日以上		2 万円	3 万円	3 万円
			8 日以上		1 万円	2 万円	2 万円
			7 日以内		5 千円	1 万円	1 万円
		治療期間(注 4)	31 日以上		2 万円	3 万円	3 万円
			15 日以上		1 万円	2 万円	2 万円
			8 日以上		5 千円	1 万円	1 万円
			7 日以内		3 千円	5 千円	5 千円

- (注 1) 治療（医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者または被害者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
- (注 2) 別表 2 のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (注 3) 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。
- (注 4) 実際に通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）した日数をいい、入院した期間を除きます。

別表 2 後遺障害等級表
P.190に記載のとおり

滞在型施設利用者傷害見舞金補償特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 施設内等
保険証券記載の施設（建物およびその敷地をいいます。以下「施設」といいます。）内をいい、次のいずれかに該当する場合

- に限り施設外を含みます。
- ア、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）第 3 条（被保険者）に規定する被保険者（以下「被保険者」といいます。）が業務として同行または送迎をしている場合
- イ、被保険者の指示により社会復帰訓練のために単独で外出している場合（就労およびそのための訓練を除きます。）
- ウ、施設内から行方不明となった場合
- エ、被保険者が業務として同行している外出先で行方不明となった場合
- ② 利用者
施設の利用者であって、施設の入居者およびその親族を含み、次の者を除きます。
- ア、被保険者
- イ、ボランティア、出向者として受け入れた者、派遣社員等被保険者との雇用関係の有無を問わず、被保険者の業務に従事する者
- ウ、被保険者からの委託を受けて施設等において作業を行う業者（保守、清掃、工事業者等）

第 2 条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第 1 条（保険金を支払う場合）および特別約款第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、利用者が施設内等において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます。以下同様とします。）を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者がその見舞金を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、見舞費用保険金を支払います。
- (2) 本条（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含み、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）および日射または熱射により被った身体の障害を含みます。

第 3 条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第 2 条（保険金を支払わない場合）および特別約款第 4 条（保険金を支払わない場合—その 1）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する事由によって利用者が身体に傷害を被った場合に見舞金を負担することによって被る損害に対しては見舞費用保険金を支払いません。

- ① 見舞金を受け取るべき者（利用者を含みます。以下同様とします。）の故意または重大な過失。ただし、見舞費用保険金を支払わないのは、その者に関する見舞金に限りです。
- ② 利用者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、見舞費用保険金を支払わないのは、その者に関する見舞金に限りです。
- ③ 利用者の妊娠、出産、早産または流産
- ④ 外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療（医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）によるものである場合には、保険金を支払います。

第4条（支払保険金）

- （１）第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して当社が支払うべき見舞費用保険金の額は、１事故につき被害者１名について別表に記載する支払限度額を限度とします。
- （２）当社は、同一の事故により同一の被害者について別表の（１）の死亡にかかる見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った別表の（２）または（３）にかかる見舞費用保険金があるときは、別表の（１）の死亡にかかる支払限度額から既に支払った見舞費用保険金の額を差し引いた残額を限度として保険金を支払います。

第5条（損害賠償金にかかる保険金との関係）

この特約により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に適用されるその他の特約の規定により支払うべき保険金に充当します。

第6条（施設事業者特約第7条（保険金を支払う場合）との関係）

当社は、施設事業者特約第7条（保険金を支払う場合）により、見舞費用保険金が支払われる場合は、損害の額が施設事業者特約第7条により支払われる見舞費用保険金を超過するときに限り、その超過額に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

- （１）普通保険約款第26条（保険金の請求）（２）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する見舞金を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （２）普通保険約款第26条（３）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠	
①	保険金請求書
②	傷害を被った者が利用者であることおよび傷害を被った場所が施設内等であることを確認するのに必要な書類
③	被保険者の見舞金の支払を証明する利用者またはその法定相続人の受領書等の書類
④	利用者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
⑤	利用者が入院または通院した場合は、医師（被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師による治療をいいます。）の診断書および入院日数および通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑥	その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （３）普通保険約款第26条（４）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）普通保険約款第26条（５）の規定にかかわらず、保険契約者ま

たは被保険者が、正当な理由がなく本条（３）の規定に違反した場合または本条（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- （５）普通保険約款第26条（６）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（普通保険約款等の読み替え）

この特約については、普通保険約款および特別約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合－その１）の規定中「損害賠償責任」とあるのは「見舞金」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注１）の規定中「第26条（保険金の請求）（３）」とあるのは「滞在型施設利用者傷害見舞金補償特約第7条（保険金の請求）（２）」

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

保険証券記載の型			A型	B型	C型	D型
(1) 死亡した場合			100万円	300万円	200万円	300万円
(2) 後遺障害（注1）が生じた場合			上記（1）に後遺障害等級表に掲げる保険金支払割合（注2）を乗じた額			
(3) 入院 （注3）・ 医師による 治療の 場合	病院または 診療所に 入院した 期間	31日以上	5万円	10万円	5万円	5万円
		15日以上	3万円	5万円	3万円	3万円
		8日以上	2万円	3万円	2万円	2万円
		7日以内	1万円	2万円	1万円	1万円
	医師による 治療を した期間 （注4）	31日以上	2.5万円	5万円	2.5万円	2.5万円
		15日以上	1.5万円	3万円	1.5万円	1.5万円
		8日以上	1万円	2万円	1万円	1万円
		7日以内	5千円	1万円	5千円	5千円

- （注１）治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
- （注２）後遺障害等級表のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （注３）自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。
- （注４）実際に通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診

断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。)した日数をいい、入院した期間を除きます。

※後遺障害等級表はP.190に記載しています。

通所型施設利用者傷害見舞金補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 施設内等

保険証券記載の施設（建物およびその敷地をいいます。以下「施設」といいます。）内をいい、次のいずれかに該当する場合に限り施設外を含みます。

ア、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（被保険者）に規定する被保険者（以下「被保険者」といいます。）が業務として同行または送迎をしている場合

イ、被保険者の指示により社会復帰訓練のために単独で外出している場合（就労およびそのための訓練を除きます。）

ウ、施設内から行方不明となった場合

エ、被保険者が業務として同行している外出先で行方不明となった場合

② 利用者

施設が行うサービス利用者本人をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、利用者が施設内等において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、慣習として支払う見舞金（弔慰金を含みます。以下同様とします。）を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者がその見舞金を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、見舞費用保険金を支払います。

（２）本条（１）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含み、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）および日射または熱射により被った身体の障害を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合－その１）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する事由によって利用者が身体に傷害を被った場合に見舞金を負担することによって被る損害に対しては見舞費用保険金を支払いません。

① 見舞金を受け取るべき者（利用者を含みます。以下同様とします。）の故意または重大な過失。ただし、見舞費用保険金を支払わないのは、その者に関する見舞金に限ります。

② 利用者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、見舞費用保険金を支払わないのは、その者に関する見舞金に限ります。

③ 利用者の妊娠、出産、早産または流産

④ 外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医

療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療（医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）によるものである場合には、保険金を支払います。

第4条（支払保険金）

（１）第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して当社が支払うべき見舞費用保険金の額は、１事故につき被害者１名について別表に記載する支払限度額を限度とします。

（２）当社は、同一の事故により同一の被害者について別表の（１）の死亡にかかる見舞費用保険金を支払う場合において、既に支払った別表の（２）または（３）にかかる見舞費用保険金があるときは、死亡にかかる別表の（１）の支払限度額から既に支払った見舞費用保険金の額を差し引いた残額を限度として保険金を支払います。

第5条（損害賠償金にかかる保険金との関係）

この特約により見舞費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に適用されるその他の特約の規定により支払うべき保険金に充当します。

第6条（施設事業者特約第7条（保険金を支払う場合）との関係）

当社は、施設事業者特約第7条（保険金を支払う場合）により、見舞費用保険金が支払われる場合は、損害の額が施設事業者特約第7条により支払われる見舞費用保険金を超過するときに限り、その超過額に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第7条（保険金の請求）

（１）普通保険約款第26条（保険金の請求）（２）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する見舞金を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）普通保険約款第26条（３）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 傷害を被った者が利用者であることおよび傷害を被った場所が施設内等であることを確認するのに必要な書類
③ 被保険者の見舞金の支払を証明する利用者またはその法定相続人の受領書等の書類
④ 利用者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
⑤ 利用者が入院または通院した場合は、医師（被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被害者以外の医師による治療をいいます。）の診断書および入院日数および通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑥ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（３）普通保険約款第26条（４）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、

- 本条（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）普通保険約款第26条（５）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（３）の規定に違反した場合または本条（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （５）普通保険約款第26条（６）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（普通保険約款等の読み替え）

- この特約については、普通保険約款および特別約款の規定を次のとおり読替えて適用します。
- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その１）の規定中「損害賠償責任」とあるのは「見舞金」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注１）の規定中「第26条（保険金の請求）（３）」とあるのは「通所型施設利用者傷害見舞金補償特約第7条（保険金の請求）（２）」

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

保険証券記載の型			A型	B型	C型	D型
（１）死亡した場合			100万円	300万円	200万円	300万円
（２）後遺障害（注１）が生じた場合			上記（１）に後遺障害等級表に掲げる保険金支払割合（注２）を乗じた額			
（３）入院 （注３）・ 医師による治療の場合	病院または診療所に入院した期間	31日以上	5万円	10万円	5万円	5万円
		15日以上	3万円	5万円	3万円	3万円
		8日以上	2万円	3万円	2万円	2万円
		7日以内	1万円	2万円	1万円	1万円
	医師による治療をした期間（注４）	31日以上	2.5万円	5万円	2.5万円	2.5万円
		15日以上	1.5万円	3万円	1.5万円	1.5万円
		8日以上	1万円	2万円	1万円	1万円
		7日以内	5千円	1万円	5千円	5千円

- （注１）医師による治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
- （注２）後遺障害等級表のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- （注３）自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。
- （注４）実際に通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）した日数をいい、入院した期間を除きます。

※後遺障害等級表はP.190に記載しています。

借用自動車危険補償特約

第1章 第三者賠償補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合—その１）の⑤のイの規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）の遂行中に、借用自動車の使用または管理に起因する特別約款第1条（保険金を支払う場合）の①または②のいずれかに該当する事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

この補償条項において被保険者とは、特別約款第3条（被保険者）に規定する被保険者のほか、借用自動車の所有者を含みます。ただし、所有者がその借用自動車を使用または管理している間を除きます。

第3条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- （１）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、借用自動車の使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その借用自動車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます。）の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険（自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます。）の契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- （２）運転者が、特別約款第3条（被保険者）（１）の①または②に規定する者である場合は、本条（１）に加え、運転者の所有している自動車に締結されている自動車保険等により支払われるべき金額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。
- （３）当社は、本条（１）に規定する自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい額を免責金額として普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（２）の規定を適用します。

第2章 借用自動車損害補償条項

第4条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③ならびに特別約款第4条（保険金を支払わない場合—その１）の⑤のイの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する間、かつ、保険期間中に発生した業務の遂行中

に使用または管理している借用自動車の損壊または詐取（以下この補償条項において「事故」といいます。）について、借用自動車につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① 借用自動車が、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の①のAに規定する施設（以下「施設」といいます。）内で管理されている間
 - ② 借用自動車が、被保険者の業務の遂行の通常の過程として施設外で使用または管理されている間
- （2）本条（1）の借用自動車には、次のいずれかに該当する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
- ① 借用自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）されている物
 - ② 借用自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。以下同様とします。）されている物
 - ③ 法令に従い備え付けられている物
 - ④ 車室内でのみ使用することを目的として、メーカー所定の取付方法により借用自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器（有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。）等
- （3）本条（2）の付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。
- ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
 - ② 法令により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
 - ③ 通常装飾品とみなされる物
 - ④ 積載物（積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。）

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- ② 盗取または詐取による場合を除き、借用自動車の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みません。）
- ③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が私的な目的で使用している間の借用自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任
- ④ 借用自動車が所有者に引き渡された後に発見された借用自動車の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑤ 次のいずれかに該当する間に生じた借用自動車の損壊または詐取に起因する損害賠償責任
ア、法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない者によって運転されている間

イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で運転者によって運転されている間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転者によって運転されている間

- ⑥ 第4条（保険金を支払う場合）（2）の④に規定する物の損壊または詐取に起因する損害賠償責任。ただし、借用自動車の他の部分と同時に、または火災または爆発によって損壊もしくは詐取が生じた場合を除きます。

第6条（損害賠償金の範囲）

- （1）当社が保険金を支払う普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①の額は、事故の生じた地および時における被害自動車の価額（被害自動車と同一車種、同年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価額相当額をいいます。）からその借用自動車に締結されている自動車保険等により支払われる金額を差し引いた額を超えないものとします。ただし、1回の事故につき、200万円を限度とします。
- （2）運転者が、特別約款第3条（被保険者）（1）の①または②に規定する者の場合は、本条（1）に加え、運転者の所有している自動車に締結されている自動車保険等により支払われる金額を差し引いた額を超えないものとします。

第3章 基本条項

第7条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 借用自動車

運転者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。

ア、運転者本人、その配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）、運転者の同居の親族または法定代理人が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れられた自動車を含みます。次のイおよびエにおいて同様とします。）

イ、特別約款第3条（被保険者）（1）の①に規定する者が所有する自動車

ウ、自動車を賃貸することを業とする者から賃貸借契約に基づいて貸与された自動車（いわゆるレンタカーをいいます。）

エ、被保険者またはその配偶者、同居の親族もしくは法定代理人が所有する自動車で、専ら業務にのみ使用する自動車

オ、運転者が自動車の運転席を離れ、かつ、所有者とともに、特別約款第2条（業務の範囲）に規定する業務を行っている間におけるその自動車

② 運転者

借用自動車を運転する者をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

介護保険住宅改修補償特約

第1条（業務の範囲）

当社は、この特約により、施設事業者特約第2条（業務の範囲）、訪問介護事業者特約第1条（業務の範囲）または社会福祉協議会特約第2条（業務の範囲）に規定する業務には、被保険者が行う請負代金が500万円未満の住宅改修業務を含めます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるを問わず、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）および介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合－その1）から第8条（保険金を支払わない場合－その5）までに規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 塵埃または騒音に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の下請負人またはその使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③ 特別約款第1条（保険金を支払う場合）の④および⑤に規定する事故に起因する損害賠償責任

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

使用者賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 労災保険法等
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）またはその他の日本国の労働災害補償法令をいいます。
- ② 身体の障害
傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態であって、被用者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。）または死亡を含みます。
- ③ 災害
被用者が、業務上の事由によって身体の障害を被ることをいいます。
- ④ 職業性疾病
労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
- ⑤ 法定外補償規定
被用者に対し労災保険法等の給付のほか一定の災害補償を行う、ことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
- ⑥ 被用者
記名被保険者の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条（定義）に定める労働者をいい、パート、アルバイト、嘱

託社員等の臨時雇および出向者として受け入れた者、労働者派遣契約に基づき労働者派遣事業者から派遣され、記名被保険者をその派遣先とする派遣労働者を含み、出向させた者ならびに利用者を除きます。）をいいます。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合は、保険証券記載のとおりとします。

- ⑦ 派遣労働者
労働者派遣法第2条（用語の意義）二に規定する派遣労働者をいいます。
- ⑧ 労働者派遣法
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）をいいます。
- ⑨ 労働者派遣契約
労働者派遣法第26条（契約の内容等）に規定する労働者派遣契約をいいます。
- ⑩ 労働者派遣事業者
労働者派遣法第2条四に規定する派遣元事業主をいいます。
- ⑪ 派遣先
労働者派遣法第2条四に規定する派遣先をいいます。
- ⑫ 記名被保険者
保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。

第2条（保険金を支払う場合－損害賠償金）

- （1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合）および介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額（以下「損害賠償責任額」といいます。）が、次の金額の合算額を超える場合に限り、その超過額（以下「正味損害賠償金額」といいます。）を、この特約に従い、賠償保険金として被保険者に支払います。

- ① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）
- ② 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③ 次のいずれかの金額
ア．記名被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、記名被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額
イ．記名被保険者が法定外補償規定を定めていない場合で、かつ、労働災害総合保険契約を締結しているときは、その労働災害総合保険契約の法定外補償条項により支払われる金額。ただし、同一の記名被保険者について他の保険契約等（労働災害総合保険契約の法定外補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）が締結されている場合には、その保険契約等により支払われる保険金の金額を含みます。

- （2）本条（1）の身体の障害には、職業性疾病による場合を含みます。
- （3）本条（1）の賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。

第3条（保険金を支払う場合－費用）

当社は、第2条（保険金を支払う場合－損害賠償金）の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の③、⑤および⑥の費用（以下「費用」といいます。）に対して、費用保険金として被保険者に支払います。

第4条（被保険者）

- （1）この特約において、被保険者とは、次の①に規定する者のほか、②に該当する者を含みます。ただし、②に規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員
- （2）この特約の規定は、本条（1）に規定する者ごとに個別に適用します。この場合において、賠償責任保険追加特約第1条（被保険者相互間の関係）の規定は適用しません。
- （3）本条（2）の規定にかかわらず、第6条（支払保険金）の規定は、本条（1）に規定する者ごとに個別に適用しません。当社が支払うべき保険金の額は、本条（1）に規定する者の数にかかわらず、1回の災害について、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）については、保険金（賠償保険金または費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの事業場責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- （2）当社は、次の身体の障害については、保険金を支払いません。
 - ① 風土病による身体の障害
 - ② 職業性疾病による身体の障害のうち、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに起因する身体の障害
 - ア、石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
 - イ、石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
- （3）当社は、次のいずれかに該当する損害賠償金または費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
 - ② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を供にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用

- （4）当社は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条（休業補償）第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- （5）当社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については、保険金を支払いません。
- （6）当社は、職業性疾病による身体の障害については、保険期間終了の日より3年経過後に被用者またはその遺族より、被保険者に対してなされた損害賠償請求または補償金請求に対しては、保険金を支払いません。

第6条（支払保険金）

- （1）当社が、被保険者に賠償保険金として支払う正味損害賠償金額は、1回の災害について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

正味損害賠償金額

－

保険証券記載の免責金額
- （2）当社が、被保険者に費用保険金として支払う費用は、その全額とします。ただし、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の⑥については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を超える場合は、1回の災害について、次の算式によって算出される額とします。

$$\text{普通保険約款第3条の（1）の⑥の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{正味損害賠償金額}}$$

- （3）本条（1）および（2）の1回の災害とは、発生の日時および場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。

第7条（年金給付の場合の調整）

労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次のいずれかの額をもって、第2条（保険金を支払う場合－損害賠償金）（1）の①の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次のいずれかの額を差し引いた残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を、次のいずれかの額に加算した額をもって第2条（1）の①の金額とします。

- ① 労災保険法等の受給権者がその年金にかかる前払一時金（以下「前払一時金」といいます。）の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金の支給により損害賠償の支払責任を免れた金額の合計額
- ② 上記①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時まで既に受領した年金の総額

第8条（保険期間と保険責任の関係）

- （1）当社は、身体の障害が保険期間中に生じた場合に限り、保険金を支払います。
- （2）本条（1）の規定の適用にあたり、職業性疾病による身体の障害については、労災保険法等によって発病日と認定された日を本条（1）に規定する身体の障害の発生日とみなします。

第9条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、保険証券に別段の記載のないかぎり、記名被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事業に従事する被用者の身体の障害

についてのみ保険金を支払います。

第10条（災害の防止）

保険契約者または被保険者は、自己の費用で労働基準法等に定める安全および衛生に関する規定ならびにその他災害の防止に関する法令を守らなければなりません。

第11条（保険契約に関する調査）

- （１）当社は、いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等の調査を行うことができます。
- （２）本条（１）の調査の結果不備がある場合は、当社は、直ちにこれを改善することを保険契約者または被保険者に請求することができます。
- （３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（１）の調査または本条（２）の請求を拒否した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- （４）本条（３）の規定は、本条（３）に規定する拒否の事実があった時から１か月を経過した場合には適用しません。

第12条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）（３）に規定する書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。この場合において、これらの書類は、普通保険約款第26条（３）に規定する書類または証拠に追加するものとします。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 労災保険法等の給付請求書（写）
② 労災保険法等の支給決定通知書（写）
③ 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）

第13条（普通保険約款等の適用除外）

この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約（以下「普通保険約款等」といいます。）に規定する保険金を支払わない場合の規定を適用しません。

第14条（重大事由による解除の場合の賠償保険金の額）

この保険契約に普通保険約款第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（４）の②の規定が適用される場合、この特約については、第2条（保険金を支払う場合－損害賠償金）（１）の③イを次のとおり読み替えて適用します。

「

イ．記名被保険者が法定外補償規定を定めていない場合で、かつ、労働災害総合保険契約を締結しているときは、その労働災害総合保険契約において法定外補償保険金支払限度額として定められている金額（支払限度額の適用にあたり、身体の障害区分については、労災保険法等による決定に従うものとします。また、退職者加算特約が付帯されている場合は、退職者加算保険金支払限度額を加算した金額とします。）。ただし、同一の記名被保険者について他の保険契約等（労働災害総合保険契約の法定外補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）が締結されている場合には、その保険契約等により支払われる保険金の金額を含みま

す。

」

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

受託物賠償責任補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）の③の規定にかかわらず、保険期間中に発生した、被保険者が保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり使用または管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）の損壊（以下「事故」といいます。）について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（受託物の範囲）

- （１）第1条（保険金を支払う場合）に規定する受託物には、次のいずれかに該当する財物は含みません。
- ① 自動車、船舶または航空機
 - ② 土地または建物（組立式簡易仮設建物を除きます。）等の不動産
 - ③ 土木・建設機械（ブルドーザ、パワーショベル、クレーン設備、コンベアー等土木工事や建設工事に使用する機械をいいます。）
 - ④ 工場（物を製造、加工または修理する目的をもった施設をいい、規模を問いません。）の施設内据付機械（ボルト等で固定されたもしくは建物と一体となった機械をいいます。）
 - ⑤ 動物、植物等の生物
- （２）被保険者が利用者を自動車により送迎する場合において、利用者が送迎用の自動車に搭乗している間のその利用者の所有または使用する財物は、第1条の受託物に含みます。ただし、交通事故により送迎用の自動車が損壊した場合に限ります。この場合において、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）第4条（保険金を支払わない場合－その１）の⑤の規定は適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）（③を除きます。）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する物損害賠償責任
- ③ 自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 受託物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変

色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任

- ⑤ 屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑥ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑦ 受託物の目減りまたは原因不明の数量不足に起因する損害賠償責任
- ⑧ 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑨ 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。以下同様とします。）の電氣的・機械的事故に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑩ 冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑪ 冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出または溢出に起因する受託物の損壊（腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の損壊を含みます。）に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑫ 受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）

第4条（支払保険金）

当社が第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）および（3）の規定にかかわらず、1事故および保険期間中につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。ただし、次のいずれかに該当する受託物については、1事故および保険期間中につき、保険証券記載の支払限度額の10%を限度とします。

- ① 現金および小切手
- ② 有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き草、稿本、設計書、雛型その他これらに準ずる物
- ③ 第2条（受託物の範囲）（2）の受託物

第5条（損害賠償金の範囲）

当社が保険金を支払う普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の①の額は、事故の生じた地および時における被害受託物の価額を超えないものとします。

第6条（特別約款との関係）

当社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の②に規定する管理財物（以下「管理財物」といいます。）の損壊に対して保険金が支払われる場合は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害の額が、管理財物の損壊に対して支払われる保険金の額を超過するときに限り、その超過額に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

借用不動産補償特約

第1章 賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）が保険証券記載の業務の遂行のために借用する保険証券記載の建物または戸室（以下「借用不動産」といいます。）が、記名被保険者の責めに帰すべき偶然な事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）により損壊した場合において、記名被保険者が借用不動産についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、借用不動産が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合に記名被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは記名被保険者（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 記名被保険者の心神喪失または指図
- ③ 借用不動産の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、記名被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同様とします。）
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 上記④から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

（2）当社は、借用不動産に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ② 借用不動産の欠陥によって生じた損害
- ③ 借用不動産の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。）または性質による蒸れ、変質、変色、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ④ 借用不動産に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または借用不動産の汚損（落書きによる汚損を含みます。）であって、借用不動産の機能に直接関係のない損害
- ⑤ 借用不動産の使用により不可避免的に発生する汚損、すり傷、か

き傷等の損害

- ⑥ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用不動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑦ 詐欺または横領によって借用不動産に生じた損害
- ⑧ 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
- ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用不動産の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑩ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込み（窓・戸等建物の開口部から入り込むことをいいます。）またはこれらのものの漏入（屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。）によって生じた損害

（３）当社は、記名被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者と借用不動産の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 記名被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された借用不動産の損壊に起因する損害賠償責任

第3条（支払保険金）

当社が、この補償条項で支払う保険金の額は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）（２）および（３）の規定にかかわらず、１回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、この特約についての保険証券記載の支払限度額を限度とします。

保険金の額	=	普通保険約款第3条（１）の 合算額	-	免責金額 (0千円)
-------	---	----------------------	---	---------------

第2章 修理費用補償条項

第4条（保険金を支払う場合）

当社は、偶然な事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）により、借用不動産に損害が生じた場合において、記名被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借用不動産を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます。）を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、修理費用保険金（以下「保険金」といいます。）を支払います。ただし、事故による損害に対し、記名被保険者が借用不動産の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

第5条（修理費用の範囲）

借用不動産を実際に修理した費用のうち、次のいずれかに該当する部分以外の修理費用とします。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用不動産入居者の共同の利用に供せられるもの

第6条（保険金を支払わない場合）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者、借用不動産の貸主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の

故意もしくは重大な過失または法令違反

- ② 記名被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。

（２）当社は、借用不動産に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ② 借用不動産の欠陥によって生じた損害
- ③ 借用不動産の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。）または性質による蒸れ、変質、変色、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ④ 借用不動産に対する建築（増築、改築または一部取壊しを含みます。）、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑤ 借用不動産に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または借用不動産の汚損（落書きによる汚損を含みます。）であって、借用不動産の機能に直接関係のない損害
- ⑥ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用不動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑦ 詐欺または横領によって借用不動産に生じた損害
- ⑧ 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
- ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借用不動産の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑩ 借用不動産の使用により不可避免的に発生する汚損、すり傷、かき傷等の損害
- ⑪ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込み（窓・戸等建物の開口部から入り込むことをいいます。）またはこれらのものの漏入（屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。）によって生じた損害

（３）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第4条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも第4条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- ④ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 上記①から④までの事故に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第7条（支払保険金）

当社はこの補償条項により、修理費用の額が、１回の事故について3,000円を超過する場合に限り、その超過額について、100万円を限度として、保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- （1）普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第4条（保険金を支払う場合）に規定する修理費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （2）普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 被保険者が負担した修理費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項については、普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）とあるのは「借用不動産損壊補償特約第8条（保険金の請求）（2）」と読み替えて適用します。

第3章 基本条項

第10条（普通保険約款等の適用除外）

この特約については、普通保険約款および介護保険事業者・福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）に規定する保険金を支払わない場合の規定を適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

情報漏えい賠償責任補償特約

第1章 情報漏えい賠償責任補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① サイバー攻撃

記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムに対する次の行為をいいます。

ア. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条（定義）第4項に規定する行為その他の不正な手段によりユーザ以外の者が行うアクセスまたはユーザが行う権限外のアクセス

イ. DOS攻撃、D-DOS攻撃等情報システムに対する休止または障害行為

ウ. マルウェアその他の不正なプログラムの送付、インストールまたは実行

② マルウェア

他人のプログラムやデータベースに対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであって、次のいずれかに該当する機能を有するものをいいます。

ア. 自らの機能によって他のプログラムに自らをコピーし、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムにコピーすることにより、他のシステムに伝染する機能

イ. 発病するための特定時刻、一定時間、処理回数等の条件を記憶させて、発病するまで症状を出さない機能

ウ. プログラム、データ等の情報の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作をする等の機能

③ 一連の損害賠償請求

損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

④ 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

⑤ 争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（記名被保険者または記名被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

⑥ 権利保全行使費用

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）の③規定する手続に必要かつ有益であると当社が認めた費用をいいます。

⑦ 継続契約

個人情報漏えい賠償責任補償特約もしくは情報漏えい賠償責任補償特約が付帯された普通保険約款または情報漏えい賠償責任補償特約が付帯された包括職業賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約（以下「情報漏えい賠償責任保険契約」とい

ます。)の保険期間の終了日(その情報漏えい賠償責任保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする情報漏えい賠償責任保険契約をいいます。

- ⑧ 初年度契約
継続契約以外の情報漏えい賠償責任保険契約をいいます。
- ⑨ 記名被保険者
保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
- ⑩ 犯罪行為
刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)および介護保険事業者・社会福祉施設特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務につき行った行為(不作為を含みます。以下「行為」といいます。)に起因する他人の情報の漏えいまたはそのおそれについて、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。

- ① 被保険者の故意に起因する損害賠償請求
- ② 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為に起因する損害賠償請求
- ③ 法令の定めにより、製造または販売が禁止されている物の製造または販売に起因する損害賠償請求
- ④ 業務の結果を保証することにより、加重された損害賠償責任にかかる損害賠償請求
- ⑤ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 株主代表訴訟による損害賠償請求
- ⑦ 風評被害に関する損害賠償請求
- ⑧ 偽りまたは不正な手段によって取得した情報に起因する損害賠償請求

(2) 当社は、次のいずれかに該当する費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

- ① 業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
- ② 業務の結果のうち損害賠償請求の原因となったもの、およびそれらと同種の業務の結果の回収、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されてい

る事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求
- ② 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償請求
- ③ 核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます。)
- ④ 次
- ⑤ 汚染物質(固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。以下同様とします。)の排出、流出、溢し、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
- ⑥ 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

第5条(保険金を支払わない場合—その3)

当社は、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの条の規定が適用されるものとし

- ① 被保険者(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求
- ② その行為が法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ③ その行為が他人に損失を与えることを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ④ 業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑤ 業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求
- ⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬についての損害賠償請求

第6条(保険金を支払わない場合—その4)

当社は、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。

- ① 身体の障害（傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。）に起因する損害賠償請求
- ② 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求
- ③ 特許権、実用新案権、商標権（サービスマークを含みます。）、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ④ 他の被保険者からなされた損害賠償請求

第7条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この条の規定は適用されます。

- ① 初年度契約の保険期間の開始日において、保険契約者または被保険者が情報の漏えいまたはそのおそれが発生したことを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）、その情報の漏えいまたはそのおそれに起因する一連の損害賠償請求
- ② 初年度契約の保険期間の開始日より前に被保険者（他の被保険者を含みます。）に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求
- ③ この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

第8条（損害の範囲および支払保険金）

- （1）普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）の規定にかかわらず、この補償条項において当社が第2条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限りします。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 権利保全行使費用

- （2）普通保険約款第3条（2）および（3）の規定にかかわらず、当社がこの補償条項で支払う保険金の額は、本条（1）に規定する損害の額の合計額とします。ただし、すべての被保険者に対して支払う金額の合計でこの補償条項の保険証券記載の支払限度額を限度とします。また、基本条項第6条（損害賠償請求等の通知）の規定に

従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載のこの補償条項の支払限度額が適用されるものとします。

第9条（情報の漏えいにかかる支払保険金の特則）

- （1）この保険契約が継続契約の場合、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始日において、情報の漏えいまたはそのおそれが発生したことを知っていたとき（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、第2条（保険金を支払う場合）の損害について当社が支払うべき保険金の額は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額と、情報の漏えいまたはそのおそれが発生したことを知った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額のうち、いずれが低い金額とします。
- （2）被保険者以外の者が支出した次のいずれかに該当する費用につき損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る第2条の損害について、当社が支払うべき保険金の額は、第8条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定にかかわらず、別表記載の求償支払限度額を限度とします。

- ① 社告・会見等費用

情報の漏えいまたはそのおそれに関する状況説明および謝罪のため、新聞、テレビ等を通じて行う場合の社告、会見等に要した費用をいい、原因調査等終了後の対応完了報告に要した費用を含みます。

- ② 事故原因調査費用

- ③ コンサルティング費用

情報の漏えいまたはそのおそれに関して外部にコンサルティング、助言、法律相談等を委託するために要した費用をいいます。

- ④ 次のいずれかに該当する費用

ア．使用人の超過勤務手当

イ．役員または使用人の交通費または宿泊費

ウ．通信費

コールセンター設置費用または謝罪文の作成・送付費用等を含みます。なお、被害者対応のための通信業務を外部に委託する場合は、その委託費用とします。

- ⑤ 見舞金・見舞品購入費用

情報の漏えいまたはそのおそれの被害を直接に受けた者に対してなされる謝罪のための見舞金または見舞品（製品、商品、サービス、商品券、金券、割引券、チケット等をいいます。）にかかる費用をいいます。

- （3）本条（2）の求償支払限度額は、保険証券記載のこの補償条項の保険期間中の支払限度額に含まれるものとします。

第2章 情報漏えい対応費用補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 一連の情報の漏えいまたはそのおそれ

情報の漏えいまたはそのおそれの発生した時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての情報の漏えいまたはそのおそれをいいます。なお、一連の情報の漏えいまたはそのおそれは、最初に情報の漏えいまたはそのおそれを被保険者が知った時にすべ

ての情報の漏えいまたはそのおそれを知ったものとみなします。

② 継続契約

個人情報漏えい賠償責任補償特約もしくは情報漏えい賠償責任補償特約が付帯された普通保険約款または情報漏えい対応費用補償特約が付帯された包括職業賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約（以下「情報漏えい対応費用補償保険契約」といいます。）の保険期間の終了日（その情報漏えい費用補償保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする情報漏えい対応費用補償保険契約をいいます。

③ 初年度契約

継続契約以外の情報漏えい対応費用補償保険契約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が保険証券記載の業務につき行った行為に起因する他人の情報の漏えいまたはそのおそれが発生したことを、保険期間中に知った場合において、被保険者がその対応に要した必要かつ不可欠な費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれが次のいずれかに該当する事由によって客観的に明らかになった場合に限りです。

① 記名被保険者の文書による公的機関への届出または報告等

② 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他これらに準ずる媒体による発表、会見、社告等

（2）本条（1）の損害は、情報の漏えいまたはそのおそれを被保険者が知った日の翌日から起算して180日以内に被保険者が現実費用を支出したことにより被る損害に限りです。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、情報漏えい賠償責任補償条項第3条（保険金を支払わない場合－その1）から第7条（保険金を支払わない場合－その5）までの各号のいずれかに該当する事由（第7条の③および④を除きます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（損害の範囲）

（1）当社が第2条（保険金を支払う場合）の規定により、保険金を支払う損害は、次のいずれかに該当する費用を日本国内において被保険者が負担することによって生じる損害に限りです。

① 社告・会見等費用

情報の漏えいまたはそのおそれに関する状況説明および謝罪のため、新聞、テレビ等を通じて行う場合の社告、会見等に要した費用をい、原因調査等終了後の対応完了報告に要した費用を含みます。

② 事故原因調査費用

③ コンサルティング費用

情報の漏えいまたはそのおそれに関して外部にコンサルティング、助言、法律相談等を委託するために要した費用をいいます。ただし、当社の書面による同意を得て支出されたものに限りです。

④ 次のいずれかに該当する費用

ア、被保険者の使用人の超過勤務手当

イ、被保険者である役員または被保険者の使用人の交通費または宿泊費

ウ、通信費

コールセンター設置費用または謝罪文の作成・送付費用を含

みます。なお、被害者対応のための通信業務を外部に委託する場合は、その委託費用とします。

⑤ 見舞金・見舞品購入費用

情報の漏えいまたはそのおそれ被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（製品、商品、サービス、商品券、金券、割引券、チケット等をいいます。）の購入等にかかる費用（見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合にはその製造・仕入原価相当額、保険契約者または記名被保険者においてのみ使用可能な商品券、金券等の場合には券面に印字された額面金額に80%を乗じた額を限度とします。）をいいます。ただし、次の額を限度とします。

ア、漏えいまたはそのおそれが発生した情報が、法人に関する情報である場合

1件につき50,000円

イ、上記ア以外の場合

1件につき500円。なお、本人とその家族の情報をまとめて

1単位として構成されている場合はこれを1件とみなします。

（2）本条（1）に規定する費用には、次のいずれかに該当するものは含みません。

① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料

② 金利等資金調達に関する費用

③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与（通常要する額を超える部分は除きます。）

④ 被保険者以外の者が支出した本条（1）に規定する費用について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

第5条（支払保険金）

（1）当社が、第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害について支払うべき保険金の額は、一連の情報の漏えいまたはそのおそれについて、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載のこの補償条項の支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} \times 90\%$$

（2）当社が、第2条に規定する損害について支払うべき保険金の額は、保険期間中について、保険証券記載のこの補償条項の保険期間中の支払限度額を限度とします。

（3）この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始日において、情報の漏えいのおそれが発生したことを知っていたとき（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額と、情報の漏えいのおそれが発生したことを知った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額のうち、いずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

第6条（保険金の請求）

（1）普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する費用を負担した時から発生し、これを行することができるものとします。

（2）普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保

険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書または被保険者が負担した費用の額を証明する書類
③ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、情報の漏えいまたはそのおそれの内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この補償条項の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第3章 基本条項

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 漏えい

次のいずれかに該当する者以外の者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）をいいます。ただし、保険契約者または被保険者が知らせる意図をもって知らせた場合を除きます。

 - ア、本人
 - イ、保険契約者
 - ウ、記名被保険者
 - エ、上記イおよびウの者の業務の全部またはその一部を受託している者
 - オ、上記アからエまでの者の役員および使用人等
- ② 本人

情報によって識別される特定の者をいいます。
- ③ 使用人等

雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、その使用者の業務に従事する者をいいます。

第2条（被保険者）

- （1）特別約款第3条（被保険者）の規定にかかわらず、この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員（執行役員を除きます。）

- （2）本条（1）の②に定める者については、記名被保険者の役員としての業務につき行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。

第3条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、次のいずれかに該当する場合に限り、保険金を支払います。

- ① 情報漏えい賠償責任補償条項に基づく保険金

保険期間中に被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合
- ② 情報漏えい対応費用補償条項に基づく保険金

保険期間中に被保険者が情報の漏えいまたはそのおそれが発生したことを知った場合（知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）

第4条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合に限り、保険金を支払います。

- ① 情報漏えい賠償責任補償条項に基づく保険金

被保険者が日本国内において行った行為（海外出張等一時的な日本国外における保険証券記載の業務がある場合はその業務につき行った行為を含みます。以下同様とします。）に起因して、日本国内において損害賠償請求がなされた場合。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 情報漏えい対応費用補償条項に基づく保険金

被保険者が日本国内において行った行為に起因して損害を被る場合

第5条（情報の漏えいの通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、情報の漏えいまたはそのおそれを知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。
- ① 情報の漏えいまたはそのおそれの発生日時、場所およびその状況情報の状況
 - ② 漏えいまたはそのおそれを知った日
 - ③ 漏えいまたはそのおそれした情報の内容
 - ④ 文書による公的機関への届出または報告等を行った場合、その内容
- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（損害賠償請求等の通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対してなされた損害賠償請求は、保険契約者または被保険

者がその状況を知った時（知ったと合理的な理由に基づき判断できる時をいいます。）をもってなされたものとみなします。

（3）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）もしくは（2）に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険付保宣伝の禁止）

保険契約者および被保険者は、その手段を問わず、この保険契約を締結している事実を他人（保険契約者および被保険者以外の者をいいます。）に宣伝するための表示を行うことはできません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）の規定中「保険料領収までの間に生じた事故」とあるのは「保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報の漏えい」
- ② 第7条（告知義務）（3）の③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「情報の漏えいの発生またはそのおそれを被保険者が知る前に」
- ③ 第8条（通知義務）（4）の規定中「変更届出書を受領するまでの間に発生した事故」とあるのは「変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報の漏えい」
- ④ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「発生した事故」とあるのは「発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報の漏えい」
- ⑤ 第22条（追加保険料領収前の事故）の規定中「生じた事故」とあるのは「発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報の漏えい」
- ⑥ 第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「第26条（保険金の請求）（3）および情報漏えい賠償責任補償特約情報漏えい対応費用補償条項第12条（保険金の請求）（3）」

第9条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、普通保険約款および特別約款に規定する保険金を支払わない場合の規定を適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯されるその他の特約の規定を準用します。

別表 求償支払限度額

求償支払限度額	保険証券記載の情報漏えい対応費用補償条項の支払限度額と同額
---------	-------------------------------

業務中傷害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が次のいずれかに該当する間に、急激かつ偶然な外来の事故（以下

「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

① 被保険者が所属または登録した法人もしくは団体（その団体が構成員である連合会等を含みます。以下「法人等」といいます。）の管理下において、その法人等の目的に従って行う活動（その法人等の定款、規約等に基づき行う活動をいいます。）に従事している間

② 上記①の活動が行われる場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中

（2）本条（1）の法人等の管理下とは、法人等の業務に従事中、指揮、監督もしくは指導下または法人等が主催もしくは共催する行事に参加中をいいます。

（3）本条（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）および日射または熱射により被った身体の障害を含みます。ただし、ウイルス性食中毒は含みません。

（4）被保険者が法人等の役員または事業主（以下「役員等」といいます。）である場合は、本条（1）に規定する「法人等の管理下において、その法人等の目的に従って行う活動に従事している間」とは、役員等としての職務に従事している間（通勤途上を含みます。）で、かつ、次のいずれかに該当する間をいいます。ただし、労災保険等（日本国の労働災害補償法令をいいます。）による給付が決定される傷害が発生した時の職務従事中および通勤中を含みます。

① 被保険者が役員等をつとめる法人等（以下「勤務法人等」といいます。）の就業規則等に定められた正規の就業時間中（ただし、被保険者の休暇中を除きます。）

② 勤務法人等の施設内にいる間および勤務法人等の施設と勤務法人等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間

③ 取引先との契約、会議（会食を主な目的とするものを除きます。）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または勤務法人等との間を合理的な経路および方法により往復する間

（5）当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等（自動車または原動機付自転車をいいます。以下同様とします。）を運転している

間

イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療（医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑪ 上記⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑫ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（2）当社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（3）当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間

ア、乗用具（自動車等、モーターボート、水上オートバイ、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。以下同様とします。）を用いて競技等（競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または性能試験を目的とする運転もしくは操縦をいいます。以下同様とします。）をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であるとか不定期便であることを問いません。）、以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被保険者が操縦している間

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

（1）死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額（それぞれ保険証券記載の金額とします。以下同様とします。）は、すべての被保険者について同一とし、被保険者1名につき保険証券記載の金額とします。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、被保険者が客観的基準により区分できる場合には、保険証券記載の被保険者区分毎に死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額を定めることができます。この場合の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、それぞれの区分毎の被保険者について同一とし、被保険者1名につき、被保険者の区分毎に保険証券記載の金額とします。

第4条（死亡保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。）を死亡保険金として被保険者の法定相続人（以下「法定相続人」といいます。）に支払います。

（2）法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を法定相続人に支払います。

第5条（後遺障害保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

後遺障害保険金の額	=	死亡・後遺障害保険金額	×	別表2に掲げるそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合
-----------	---	-------------	---	--------------------------------

（2）本条（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条（1）のたとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（3）別表2のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（4）同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対す

る保険金支払割合

② 上記①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ 上記①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ 上記①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

適用する割合	=	別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
--------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------

(6) 本条(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院（自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。）した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数（180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。）
---------	---	---------	---	--

(2) 本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。）。

① 入院中（第1条の傷害を被り、その直接の結果として入院して

いる間をいいます。）を受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② 上記①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

(5) 本条(4)に規定する手術とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。

ア．創傷処理

イ．皮膚切開術

ウ．デブリードマン

エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

オ．抜歯手術

② 先進医療（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）に該当する診療行為（治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）

(6) 本条(5)の①に規定する公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）

② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(7) 本条(5)の①に規定する診療行為とは、歯科診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

第7条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。以下同様とします。）した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金の額	=	通院保険金日額	×	通院した日数（90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。）
---------	---	---------	---	---

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{じん}靱帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）の指示によりギブス等（ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。）を常時装着したときは、その日数について、本条（1）の通院をしたものとみなします。

(3) 当社は、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（死亡の推定）

被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する間に搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第1条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条の傷害が重大となった場合も、本条（1）と同様の方法で支払います。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、この特約締結の際、危険（傷害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下同様とします。）の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。なお、この特約において他の保険契約等とはこの特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、この特約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合

② 当社がこの特約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告

げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、この特約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社がこの特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 次のいずれかに該当する場合

ア、当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

イ、保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) 本条（2）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) 本条（4）の規定は、本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による傷害については適用しません。

第11条（通知義務）

(1) この特約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、この特約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実）に限り、発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

(2) 本条（1）の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この特約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② 危険増加が生じた時から5年を経過した場合

(4) 本条（2）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) 本条（4）の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による傷害については適用しません。

(6) 本条（2）の規定にかかわらず、本条（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この特約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲としてこの特約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(7) 本条(6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第12条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)

(1) 普通保険約款第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。なお、この特約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

ア、反社会的勢力に該当すると認められること。

イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ 上記①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、上記①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 普通保険約款第15条(2)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(その被保険者に係る部分に限ります。)を解除することができます。

① 被保険者が、本条(1)の③のAからUまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条(1)の③のAからUまでまたはオのいずれかに該当すること。

(3) 本条(1)または(2)の規定による解除が傷害(本条(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。以下この(3)において同様とします。)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、本条(1)または(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した傷害に対しては、

当社は、保険金(本条(2)の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条(1)の③のAからUまでまたはオのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。以下この(3)において同様とします。)を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第13条(被保険者による特約の解約請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(その被保険者に係る部分に限ります。以下この条において同様とします。)を解約することを求めることができます。

① この特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第12条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第12条(1)の③のAからUまでのいずれかに該当する場合

④ 第12条(1)の④に規定する事由が生じた場合

⑤ 上記②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、本条(1)の事由がある場合において被保険者から本条(1)に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この特約を解約しなければなりません。

(3) 本条(1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この特約を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(4) 本条(3)の規定によりこの特約が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第14条(暫定保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、保険契約締結時に保険証券記載の暫定保険料(以下「暫定保険料」といいます。)を当社に払い込まなければなりません。

(2) 本条(1)の暫定保険料は、直近の活動実績またはこの保険契約の保険期間中の活動予定に基づき算出するものとします。

(3) 普通保険約款第5条(保険料の払込方法)(2)に定める保険料領収までの間に生じた事故による傷害の取扱いの規定は、本条(1)の暫定保険料にも適用します。

第15条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他当社の定める事項を記載した帳簿(活動予定により暫定保険料を算出した場合は活動予定の被保険者数を記載した書類を含みます。)を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第16条(支払保険金の削減)

第14条（暫定保険料の払込み）（2）に規定する保険契約者が告知した直近実績に漏れがあった場合は、当社は、告知を受けた活動実績の漏れ分加算後の活動実績に対する割合により、保険金を削減して支払います。

第17条（通知）

- （1）保険契約者は、保険期間の末日の翌月末日までに、通知対象期間（保険期間の末日時点で把握可能な最近の会計年度または既往1か年とします。）の被保険者数その他当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- （2）本条（1）の規定による通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対する保険料を支払わなければなりません。

第18条（確定保険料）

- （1）保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間終了時の通知に基づき算出された確定保険料（以下「確定保険料」といいます。）と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- （2）保険契約の失効、解約または解除の場合を除き、本条（1）の確定保険料が、契約締結時に当社が交付する書面等により定めた最低保険料（以下「最低保険料」といいます。）に達しないときは、最低保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算するものとします。
- （3）第14条（暫定保険料の払込み）（2）に規定する活動予定に基づく暫定保険料によりこの保険契約を締結した場合において、保険期間の途中で活動予定の被保険者数が増加し、実際の被保険者数に相当する保険料の合計額が暫定保険料を超えたときは、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を当社に払い込まなければなりません。
- （4）保険契約者が本条（3）の規定による追加暫定保険料を払い込まなかった場合（当社が、保険契約者に対し追加暫定保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- （5）本条（3）の追加暫定保険料を請求する場合において、本条（4）の規定によりこの特約を解除できるときは、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第19条（保険料の返還）

- （1）第12条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合には、第18条（確定保険料）の規定により、保険料を精算します。
- （2）第13条（被保険者による特約の解約請求）（2）または（3）の規定により、保険契約者または被保険者がこの特約（その被保険者に係る部分に限りです。）を解約した場合には、当社は、この特約の保険料を返還しません。

第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 被保険者が第1条（1）に規定する間に搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知すること。	

第21条（保険金の請求）

- （1）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- （2）当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれが早い時
③ 入院保険金	被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれが早い時
④ 手術保険金	被保険者が第1条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
⑤ 通院保険金	被保険者が被った第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれが早い時

- （3）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類						
提出書類（注１）	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
① 保険金請求書		○	○	○	○	○
② 当社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
③ 公の機関（注２）の事故証明書		○	○	○	○	○
④ 死亡診断書または死体検案書		○				
⑤ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師（注３）の診断書			○	○	○	○
⑥ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
⑦ 法定相続人の印鑑証明書		○				
⑧ 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
⑨ 被保険者の戸籍謄本		○				
⑩ 法定相続人の戸籍謄本		○				
⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注４）		○	○	○	○	○
⑫ 被保険者が業務中または法人等の管理下の活動中であることを立証する書類		○	○	○	○	○
⑬ その他当社が第22条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

（注１）保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

（注２）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注３）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

（注４）保険金の請求を第三者に委任する場合に限りです。

（４）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。）

② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者または②以外の３親等内の親族

（５）本条（４）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（６）当社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険

者または保険金を受け取るべき者に対して、本条（３）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（７）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（６）の規定に違反した場合または本条（３）、（４）もしくは（６）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（８）保険金請求権は、本条（２）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第22条（保険金の支払）

（１）当社は、請求完了日（被保険者または保険金を受け取るべき者が第21条（保険金の請求）（３）および（４）の規定による手続を完了した日をいいます。以下同様とします。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの特約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この特約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

（２）本条（１）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（１）の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）	180日
② 本条（１）の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（１）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（１）の事項の確認のための調査	60日

⑤ 本条（１）の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
---	------

- (3) 本条（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとしします。
- (4) 本条（３）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとしします。
- (5) 本条（１）から（４）までの規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとしします。

第23条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第20条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の①の規定による通知または第21条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条（１）の規定による診断または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当社が負担します。

第24条（代位）

普通保険約款第28条（代位）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者または法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第25条（法定相続人が複数の場合の取扱い）

- (1) 法定相続人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の法定相続人を代理するものとしします。
- (2) 本条（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとしします。

第26条（被保険者が複数の場合のこの特約の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第27条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）、第6条（保険責任のおよぶ地域）および第22条（追加保険料領収前の事故）の規定中「事故による損害」とあるのは「事故による傷害」
- ② 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の①および第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（１）の①の規定中「第7条（告知義務）」とあるのは「業務中傷害補償特約第10条（告知義務）」
- ③ 第18条の②および（注1）ならびに第21条（１）の①の規定中「第8条（通知義務）」とあるのは「業務中傷害補償特約第11

条（通知義務）」

第28条（普通保険約款の適用除外）

この特約において、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第7条（告知義務）
- ② 第8条（通知義務）
- ③ 第10条（保険契約に関する調査）
- ④ 第14条（当社による保険契約の解除）の①
- ⑤ 第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）
- ⑥ 第26条（保険金の請求）
- ⑦ 第27条（保険金の支払）

第29条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款およびこの特約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表1 第2条（保険金を支払わない場合）（3）の①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%

第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%

第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%

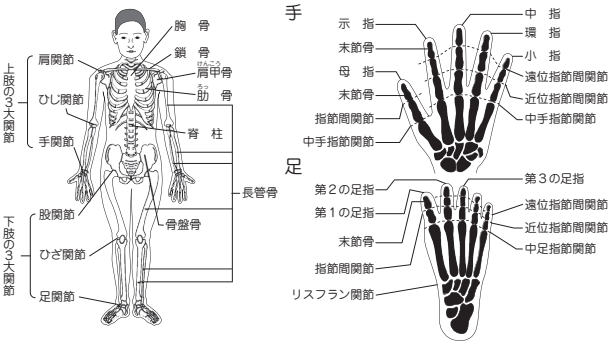
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%

第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1 足の第3の足指以下の1 または2の足指を失ったもの (11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第3の足指以下の1 または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。
- （注）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。以下同様とします。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、業務中傷害補償特約第2条（保険金を支払わない場合）（1）の⑨および⑩の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② 上記①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の

混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

業務中傷害補償特約第22条（保険金の支払）（1）の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な調査が不可欠な場合には、当社は、その調査を業務中傷害補償特約第22条（2）の特別な照会または調査に加え、請求完了日（被保険者または保険金を受け取るべき者が業務中傷害補償特約第21条（保険金の請求）（3）および（4）の規定による手続を完了した日をいいます。）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとし

事由	期間
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における業務中傷害補償特約第22条（保険金の支払）（1）の事項の確認のための調査	365日

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、業務中傷害補償特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

細菌性食中毒補償対象外特約

当社は、この特約により、業務中傷害補償特約第1条（保険金を支払う場合）（3）の規定にかかわらず、細菌性食中毒によって被った身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

熱中症危険補償対象外特約

当社は、この特約により、業務中傷害補償特約第1条（保険金を支払う場合）（3）の規定にかかわらず、日射または熱射により被った身体の障害に対しては、保険金を支払いません。

自動車搭乗中傷害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「特定自動車」といいます。）に搭乗している間に、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
- （2）本条（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。
- （3）当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

- （1）この特約において被保険者とは、特定自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者（運転者および運転補助者を含みます。）をいいます。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で特定自動車に搭乗中の者は被保険者を含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア、法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで特定自動車を運転している間
 - イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で特定自動車を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療（医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。以下同様とします。）によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑪ 上記⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- （2）当社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- （3）当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故に

よって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 特定自動車を用いて競技等（競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または性能試験を目的とする運転もしくは操縦をいいます。以下同様とします。）をしている間。ただし、下記③に該当する場合を除き、特定自動車を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- ② 特定自動車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により特定自動車を使用している間。ただし、下記③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により特定自動車を使用している間については、保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、特定自動車を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により特定自動車を使用している間

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

- (1) 被保険者1名に対する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額を保険証券記載の乗車定員数（以下この条において「定員数」といいます。）で除して算出した金額とします。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、同一事故により傷害を被った被保険者数が定員数を超える場合の被保険者1名に対する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、その被保険者数で保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額を除して算出した金額とします。

第5条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。）を死亡保険金として被保険者の法定相続人（以下「法定相続人」といいます。）に支払います。
- (2) 法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を法定相続人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

後遺障害保険金の額	=	死亡・後遺障害保険金額	×	別表1に掲げるそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合
-----------	---	-------------	---	--------------------------------

- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条（1）のと

おり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表1のそれぞれの等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、それぞれの等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② 上記①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ 上記①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ 上記①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

適用する割合	=	別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
--------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------

- (6) 本条（1）から（5）までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院（自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同様とします。）した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

入院保険金の額	=	入院保険金日額	×	入院した日数（180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。）
---------	---	---------	---	--

- (2) 本条（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条の傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限りです（1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。）。

① 入院中（第1条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。）に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② 上記①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

(5) 本条（4）に規定する手術とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。

ア、創傷処理

イ、皮膚切開術

ウ、デブリードマン

エ、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

オ、抜歯手術

② 先進医療（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）に該当する診療行為（治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）

(6) 本条（5）の①に規定する公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）

② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(7) 本条（5）の①に規定する診療行為とは、歯科診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

第8条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、

その直接の結果として、通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。以下同様とします。）した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金の額	=	通院保険金日額	×	通院した日数（90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。）
---------	---	---------	---	---

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するために医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）の指示によりギプス等（ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。）を常時装着したときは、その日数について、本条（1）の通院をしたものとみなします。

(3) 当社は、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第1条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条の傷害が重大となった場合も、本条（1）と同様の方法で支払います。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、この特約締結の際、危険（傷害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。以下同様とします。）の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。なお、この特約において他の保険契約等とはこの特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、この特約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合

② 当社がこの特約締結の際、本条（2）に規定する事実を知って

いた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

- ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、この特約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社がこの特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 次のいずれかに該当する場合

ア、当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合

イ、保険契約締結時から５年を経過した場合

- （４）本条（２）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- （５）本条（４）の規定は、本条（２）に規定する事実に基づかずに行なわれた事故による傷害については適用しません。

第11条（通知義務）

- （１）この特約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、この特約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

- （２）本条（１）の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この特約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条（１）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- （３）本条（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 当社が、本条（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合

- ② 危険増加が生じた時から５年を経過した場合

- （４）本条（２）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- （５）本条（４）の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による傷害については適用しません。

- （６）本条（２）の規定にかかわらず、本条（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この特約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲としてこの特約締結の際

に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- （７）本条（６）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第12条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

- （１）普通保険約款第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（１）の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。なお、この特約において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

ア、反社会的勢力に該当すると認められること。

イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ 上記①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、上記①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- （２）普通保険約款第15条（２）の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（その被保険者に係る部分に限ります。）を解除することができます。

- ① 被保険者が、本条（１）の③のＡからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条（１）の③のＡからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

- （３）本条（１）または（２）の規定による解除が傷害（本条（２）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。以下この（３）において同様とします。）の発生した後

になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（１）または（２）の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当社は、保険金（本条（２）の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、本条（１）の③のアからウまでまたはオのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りま
す。以下この（３）において同様とします。）を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第13条（被保険者による特約の解約請求）

- （１）被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（その被保険者に係る部分に限ります。以下この条において同様とします。）を解約することを求めることができます。
- ① この特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第12条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（１）の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第12条（１）の③のアからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 第12条（１）の④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ 上記②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （２）保険契約者は、本条（１）の事由がある場合において被保険者から本条（１）に規定する解約請求があったときは、当社に対する通知をもって、この特約を解約しなければなりません。
- （３）本条（１）の①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この特約を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
- （４）本条（３）の規定によりこの特約が解約された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第14条（保険料の返還）

- （１）第12条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（１）の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

既に払い込まれた保険料

×

未経過日数

365

- （２）第13条（被保険者による特約の解約請求）（２）または（３）の規定により、保険契約者または被保険者がこの特約（その被保険者に係る部分に限ります。）を解約した場合には、当社は、この特約の保険料を返還しません。

第15条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または保険金を

受け取るべき者は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（保険金の請求）

- （１）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- （２）当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 入院保険金	被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④ 手術保険金	被保険者が第1条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
⑤ 通院保険金	被保険者が被った第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- （３）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類							
提出書類（注１）		保険金種類	死亡	後遺害	入院	手術	通院
①	保険金請求書		○	○	○	○	○
②	当社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
③	公の機関（注２）の事故証明書		○	○	○	○	○

④ 死亡診断書または死体検案書	○				
⑤ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師（注３）の診断書		○	○	○	○
⑥ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
⑦ 法定相続人の印鑑証明書	○				
⑧ 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
⑨ 被保険者の戸籍謄本	○				
⑩ 法定相続人の戸籍謄本	○				
⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注４）	○	○	○	○	○
⑫ その他当社が第17条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

（注１）保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

（注２）やむを得ない場合には、第三者とします。

（注３）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

（注４）保険金の請求を第三者に委任する場合に限りです。

（４）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下同様とします。）

② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者または②以外の３親等内の親族

（５）本条（４）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（６）当社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条（３）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（７）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条（６）の規定に違反した場合または本条（３）、（４）もしくは（６）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（８）保険金請求権は、本条（２）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条（保険金の支払）

（１）当社は、請求完了日（被保険者または保険金を受け取るべき者が第16条（保険金の請求）（３）および（４）の規定による手続を完了した日をいいます。以下同様とします。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの特約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この特約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

（２）本条（１）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（１）の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）	180日
② 本条（１）の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（１）の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（１）の事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（１）の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（３）本条（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、本条（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（４）本条（３）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（１）または（２）

の期間に算入しないものとします。

- (5) 本条（１）から（４）までの規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第18条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第15条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の規定による通知または第16条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条（１）の規定による診断または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当社が負担します。

第19条（代位）

普通保険約款第28条（代位）の規定にかかわらず、当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者または法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第20条（法定相続人が複数の場合の取扱い）

- (1) 法定相続人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の法定相続人を代理するものとします。
- (2) 本条（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。

第21条（被保険者が複数の場合のこの特約の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第22条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）、第6条（保険責任のおよぶ地域）および第22条（追加保険料領収前の事故）の規定中「事故による損害」とあるのは「事故による傷害」
- ② 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の①および第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）（１）の①の規定中「第7条（告知義務）」とあるのは「自動車搭乗中傷害補償特約第10条（告知義務）」
- ③ 第18条の②および（注1）ならびに第21条（１）の①の規定中「第8条（通知義務）」とあるのは「自動車搭乗中傷害補償特約第11条（通知義務）」

第23条（普通保険約款の適用除外）

この特約において、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第7条（告知義務）
- ② 第8条（通知義務）
- ③ 第10条（保険契約に関する調査）
- ④ 第14条（当社による保険契約の解除）の①
- ⑤ 第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）
- ⑥ 第26条（保険金の請求）
- ⑦ 第27条（保険金の支払）

第24条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表 1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%

第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%

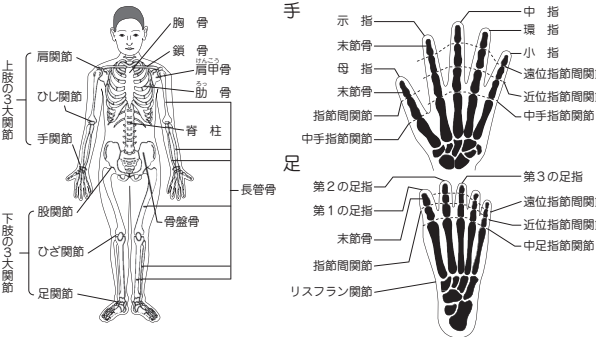
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

第13級	(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を 1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %
第14級	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %

注 1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注 2 関節等の説明図



別表 2 ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨

を含めギブス等（注）を装着した場合に限りします。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限りします。
（注）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。以下同様とします。
注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表 1・注 2 の図に示すところによりします。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約（業務中傷害用）

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、業務中傷害補償特約または自動車搭乗中傷害補償特約に規定する保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金）については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

第 2 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、業務中傷害補償特約または自動車搭乗中傷害補償特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約を準用します。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約（自動車搭乗中傷害用）

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、業務中傷害補償特約または自動車搭乗中傷害補償特約に規定する保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金）については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

第 2 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、業務中傷害補償特約または自動車搭乗中傷害補償特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約を準用します。

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約（業務中傷害用）

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、業務中傷害補償特約または自動車搭乗中傷害補償特約に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

第 2 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、業務中傷害補償特約または自動車搭乗中傷害補償特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約を準用します。

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約（自動車搭乗中傷害用）

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、業務中傷害補償特約または自動車搭乗中傷害補償特約に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、業務中傷害補償特約または自動車搭乗中傷害補償特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約を準用します。

財産補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

- ① 損害
損害には、消防または避難に必要な処置によって保険の対象について発生した損害を含みます。
- ② 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- ③ 敷地内
特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。以下同様とします。）によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
- ④ 風災
台風、旋風、暴風、暴風雨等をいいます。なお、洪水、高潮等は風災には該当しません。
- ⑤ 雪災
豪雪、雪崩等による雪災をいいます。なお、融雪洪水は雪災に該当しません。
- ⑥ 給排水設備
建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- ⑦ 建物
土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置は含まれません。
- ⑧ 騒擾およびこれに類似の集団行動
群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- ⑨ 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ⑩ 盗難
強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
- ⑪ 水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮、土砂崩れ等をいいます。
- ⑫ 再調達価額
損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をい

います。

- ⑬ 設備・什器等
設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
- ⑭ 床上浸水
居住用の部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。
- ⑮ 預貯金証書
預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
- ⑯ 小切手
受取小切手のみとし、支払小切手および白地小切手は除きます。
- ⑰ 事故小切手
盗難にあった小切手をいいます。
- ⑱ 残存物取片づけ費用
保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
- ⑲ 屋外所在の移動式看板
業務の用に供するための屋外所在の移動式看板（保険の対象に含まれているが移動式であり一時的に屋外に設置されている看板についても、ここでは含むものとします。）であって、被保険者の所有するものに限ります。ただし、はり紙、はり札、のぼり、旗、垂れ幕、アドバルーンその他これらに類するものおよび商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）である看板を除きます。
- ⑳ 原動機付自転車
総排気量が125cc以下のものをいいます。
- ㉑ 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- ㉒ 自動車
自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車は含まれません。

第2条（損害保険金を支払う場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について発生した損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発
- （2）当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（建物または窓、扉、その他の開口部を含む建物の一部が、風災、雹災、雪災または雨、雪、雹もしくは砂塵が窓・戸等建物の開口部から入り込むことによって直接破損したために発生した損害に限ります。）を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。
 - ① 風災
 - ② 雹災
 - ③ 雪災
- （3）当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について発生した損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払いま

す。

- ① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは本条（２）もしくは（５）に掲げる事故によって発生した損害を除きます。
 - ② 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれ。ただし、本条（２）または（５）の事故によって発生した損害は含まれません。
 - ③ 騒擾 およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- （４）当社は、盗難によって保険の対象について発生した盗取、損傷または汚損の損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- （５）当社は、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象を収容する建物ごとに、それぞれ行います。
- ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合
 - ② 保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。以下同様とします。）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象にそれぞれの再調達価額の15%以上30%未満の損害が発生した場合
 - ③ 上記①および②に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生したとき
- （６）当社は、本条（１）から（５）までの事故のほか、不測かつ突発的な事故（本条（１）から（５）までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。）によって保険の対象について発生した損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、凍結によって専用水道管について発生した損害を除きます。

- （７）当社は、保険証券記載の施設敷地に所在する建物内における業務用の通貨、預貯金証書、切手、印紙または小切手の盗難による損害が発生した場合は、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②に掲げる事実がすべてあったことを、小切手の盗難による損害については、次の③および④に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
- ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
- ③ 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに事故小切手の振出人に対して事故発生のお知らせをし、かつ、事故小切手の支払の停止を依頼すること
- ④ 事故小切手の取得につき善意であり、かつ、重大な過失のない所持人が現れたこと

第3条（臨時費用保険金を支払う場合）

当社は、第2条（損害保険金を支払う場合）（１）から（６）までの損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けた

ため臨時に発生する費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

第4条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）

当社は、第2条（損害保険金を支払う場合）（１）から（６）までの損害保険金が支払われる場合において、残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第5条（失火見舞費用保険金を支払う場合）

当社は、次の①の事故によって②の損害が発生した場合には、それによって発生する見舞金等の費用に対して、この特約に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者の同居の親族を除きます。以下この条において同様とします。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものに限ります。）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）

- （１）当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、かつ、保険の対象を収容する建物が半焼以上となった場合には、それによって臨時に発生する費用に対して、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象を収容する建物ごとに行います。
- （２）本条（１）に規定する半焼以上とは、建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

第7条（修理付帯費用保険金を支払う場合）

当社は、第2条（損害保険金を支払う場合）（１）に掲げる事故によって保険の対象に損害が発生した結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が発生した保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその使用人にかかわる人件費を除きます。以下同様とします。）
- ② 保険の対象に発生した損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象の復旧期間（保険の対象に損害が発生した時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいい、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下同様とします。）を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が発生した保険の対象である設備または装置を再移動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

- ④ 損害が発生した保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が発生した保険の対象および損害が発生した保険の対象を収容する建物の代替として使用するものの賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下同様とします。）ただし、損害が発生した地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が発生した保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額は含まれません。）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が発生した保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

第8条（看板修復費用保険金を支払う場合）

- （1）当社は、保険の対象を収容する建物から5メートル以内にある屋外所在の移動式看板が第2条（損害保険金を支払う場合）（1）から（6）までの事故により損害を受け、被保険者がその看板を修復した場合は、その看板を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修復費用に対して、この特約に従い、看板修復費用保険金を支払います。
- （2）本条（1）の適用において、第2条（3）の①の「建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。」とあるのを「物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊。」と読み替えて適用します。

第9条（水道管修理費用保険金を支払う場合）

当社は、保険の対象を収容する建物の専用水道管が凍結によって損害（パッキングのみに発生した損害は含みません。）を受け、損害を受けた専用水道管を修理した場合には、損害を受けた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対して、この特約に従い、水道管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者（保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者の同居の親族を除きます。）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）の専用水道管は含みません。

第10条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、修付帯費用保険金、看板修復費用保険金または水道管修理費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額についてはこの規定を適用しません。

- ③ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込み（窓・戸等建物の開口部から入り込むことをいいます。）またはこれらのものの漏入（屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。）ただし、建物またはその開口部が第2条（損害保険金を支払う場合）に掲げる事故によって直接破損したために発生した損害を除きます。

- ④ 保険契約者または被保険者が所有（所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、所有権留保条項付売買契約とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。）または運転（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。）する車両またはその積載物の衝突または接触

- ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為、破壊行為
- ⑥ 保険の対象が建物の外にある間に発生した事故による損害
- ⑦ 第2条（1）から（3）まで、（5）もしくは（6）または第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）の事故の際における保険の対象の紛失または盗難

- （2）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した第2条の事故が延焼または拡大して発生した損害、および発生原因がいかなる場合でも第2条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して発生した損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金については、この規定を適用しません。
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ④ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染

- （3）当社は、第2条（6）の事故によって発生した次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって発生した損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって発生した損害を除きます。
- ② 保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって発生した損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の法定代理人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって発生した損害
- ④ 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を

管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって発生した損害を除きます。

- ⑤ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、劣化またはボイラスケールを含みます。）または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に発生した損害
- ⑥ 保険の対象に対する加工、修理または清掃等の作業（建築、増改築、取り壊し、組立、据付等の作業を含みます。）中における作業上の過失または技術の拙劣によって発生した損害
- ⑦ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して発生した損害（加工または製造に使用された機械、設備または装置が停止した結果発生した損害を含みます。）
- ⑧ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故によって発生した損害
- ⑨ 冷凍・冷蔵・保温物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって発生した損害
- ⑩ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって発生した損害
- ⑪ 詐欺または横領によって発生した損害
- ⑫ 万引き等（万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。以下同様とします。）によって発生した損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合に発生した損害を除きます。
- ⑬ 検品、梱卸しの際に発見された数量の不足によって発生した損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
- ⑭ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって発生した損害
- ⑮ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物のみに発生した損害
- ⑯ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって発生した損害
- ⑰ 保険の対象に発生したすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損（落書きによる汚損を含みます。）であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑱ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に発生した損害（フィラメントのみに損害が発生した場合も含みます。）。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑲ 楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打板の破損の損害。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑳ 楽器の音色または音質の変化の損害
- ㉑ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落（保険の対象を復旧したにもかかわらず、損害発生の実事があることによって生ずる価値の下落をいいます。）によって発生した損害
- ㉒ 保険の対象である液体の流出または混合によって発生した損害。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害を除きます。
- ㉓ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質低下、目減りその他これらに類する損害

（４）当社は、次のいずれかに該当する物に発生した第２条（６）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① リース・レンタル用品
 - ② 建物に収容された設備・什器等の一部または建物に付属する機械設備等の一部を構成している次のアからウに掲げるもの
ア. ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ
イ. 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は保険の対象に含まます。
ウ. フィルタエレメント、電熱体、金網、ろ布、ろ布枠
 - ③ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃
 - ④ 自転車および原動機付自転車
 - ⑤ ラジオコントロール模型およびその付属品
 - ⑥ 携帯電話等（携帯電話、ＰＨＳ、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品をいいます。）
 - ⑦ 眼鏡等の身体補助器具（眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物をいいます。）
 - ⑧ 動物および植物に発生した損害
- （５）当社は、第２条（７）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、小切手の盗難による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 事故小切手が支払呈示期間内に支払のため適法に呈示された場合において、支払人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が盗難または事故小切手の要件を欠いたことおよび形式の不備（盗難発生後に生じたことを被保険者が立証したものに限ります。）である場合を除きます。
 - ② 事故小切手の支払拒絶のため、振出人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止されたこと（上記①ただし書に該当する場合であっても保険金を支払いません。）。

第11条（保険の対象の範囲）

- （１）この特約における保険の対象は、被保険者が所有または使用する日本国内に所在する保険証券記載の施設敷地に所在する建物内に収容される（保険証券において、建物を指定した場合はその建物内に収容される）設備・什器等とします。
- （２）次に掲げる物は、保険の対象に含まません。
 - ① 組立・据付中の機械、機械設備または装置
 - ② 工事用仮設物、建築用仮工事の対象物
 - ③ 海上に所在する建物に収容される動産ならびに設備・装置
 - ④ 船舶、航空機および自動車ならびにこれらに定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備されている付属品（船舶、航空機および自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている物、法令に従い備えつけられている物またはこれらの中でのみ使用することを目的として固定されている電子式航法装置もしくは自動車のＥＴＣ車載器等をいいます。）
 - ⑤ 電車、機関車、客車、貨車等
 - ⑥ 通貨、小切手、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。）、株券、手形その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。）そ

その他これらに類する物

⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないもの

⑧ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

⑨ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(3) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含みます。

(4) 業務用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または小切手に、第2条（損害保険金を支払う場合）(7)の盗難による損害が生じた場合は、本条(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、再調達価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第12条（損害保険金の支払額）

(1) 当社が第2条（損害保険金を支払う場合）(1)から(6)までの損害保険金として支払うべき損害の額は、再調達価額によって定められます。ただし、第2条(6)の損害保険金として支払うべき損害の額については、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。）を差し引いた残額とします。

(2) 盗難によって損害が発生した場合において、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、本条(1)の損害の額に含むものとします。ただし、損害の額は、その再調達価額を限度とします。

(3) 当社は、保険金額を限度とし、本条(1)または(2)の規定による損害の額を第2条(1)から(4)まで、(5)の①または(6)の損害保険金として支払います。

(4) 当社は、第2条(5)の②の損害保険金として、次の算式（保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

損害保険金の額＝保険金額×支払割合（15％）

(5) 当社は、第2条(5)の③の損害保険金として、次の算式（保険金額が再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、再調達価額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

損害保険金の額＝保険金額×支払割合（5％）

(6) 本条(4)または(5)の規定に基づいて、当社が支払うべき第2条(5)の②および③の損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

第13条（損害保険金の支払額－通貨、預貯金証書、切手、印紙または小切手の盗難の場合）

(1) 第2条（損害保険金を支払う場合）(7)の業務用の通貨、切手または印紙の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

(2) 第2条(7)の業務用の預貯金証書または小切手の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設

備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

(3) 本条(2)の場合において、小切手の損害の額は、小切手の券面に記載された金額とします。

第14条（臨時費用保険金の支払額）

(1) 当社は、第2条（損害保険金を支払う場合）(1)から(6)までの損害保険金の30％に相当する額を、第3条（臨時費用保険金を支払う場合）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

(2) 本条(1)の場合において、当社は、本条(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第15条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

(1) 当社は、第2条（損害保険金を支払う場合）(1)から(6)までの損害保険金の10％に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第4条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(2) 本条(1)の場合において、当社は、本条(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第16条（失火見舞費用保険金の支払額）

(1) 当社は、第5条（失火見舞費用保険金を支払う場合）の失火見舞費用保険金として、第5条の②の損害が生じた世帯または法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じた額を支払います。ただし、1回の事故につき、第5条の①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険契約の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20％に相当する額を限度とします。

(2) 本条(1)の場合において、当社は、本条(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第17条（地震火災費用保険金の支払額）

(1) 当社は、第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金として、保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。）に5％を乗じた額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

(2) 本条(1)のただし書においては、72時間以内に発生した2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第18条（修理付帯費用保険金の支払額）

(1) 当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が発生した保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）に30％を乗じた額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第7条（修理付帯費用保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金として、支払います。

(2) 本条(1)の場合において、当社は、本条(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額

を超えるときでも、支払います。

第19条（看板修復費用保険金の支払額）

- （１）当社は、第8条（看板修復費用保険金を支払う場合）の看板修復費用保険金として、損害を受けた屋外所在の移動式看板を損害発生直前の状態に復旧するために要した修復費用から、１回の事故につき、免責金額3万円を差し引いた額を、支払います。ただし、１回の事故につき、10万円を限度とします。
- （２）本条（１）の場合において、当社は、本条（１）の規定によって支払うべき看板修復費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第20条（水道管修理費用保険金の支払額）

- （１）当社は、第9条（水道管修理費用保険金を支払う場合）の水道管修理費用保険金として、凍結によって損害が発生した専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額を支払います。ただし、１回の事故につき、１敷地内ごとに10万円を限度とします。
- （２）本条（１）の場合において、当社は、本条（１）の規定によって支払うべき水道管修理費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第21条（保険の対象の調査）

当社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査し、または保険の対象に関する帳簿、記録その他の書類の閲覧を求めることができます。

第22条（保険金額の調整）

- （１）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この特約を取り消すことはできません。
- （２）保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は500万円または1,000万円とします。

第23条（保険契約者によるこの特約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この特約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。また、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければこの特約を解約することはできません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第22条（保険金額の調整）（２）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し、次の算式によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

変更前の保険料と変更後の保険料との差額

$$\times \left(1 - \frac{\text{既経過月数}}{\text{保険期間月数}} \right) \quad \left(1 \text{ か月に満たない場合は } 1 \text{ か月とします。} \right)$$

第25条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（１）保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 保険の対象について盗難が生じたことを知った場合は、これを遅滞なく警察に届け出ること。	
④ 第2条（損害保険金を支払う場合）（７）の小切手の盗難が生じた場合は、次の措置をとること。 ア. 遅滞なく事故小切手につき公示催告の申立をし、かつ、所定の時期に除権判決の申立をすること。 イ. 書面にて振出人に対して、支払人を通じて手形交換所へ異議申立提供金を手形交換所規則により許容された日限までに提供しよう協力を求めること。	
⑤ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

第26条（損害防止費用）

- （１）第25条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の①の事故発生時の義務を履行する場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（損害保険金を支払う場合）（１）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、第10条（保険金を支払わない場合）の規定が適用されない場合に限り、当社は、次に掲げる費用に対して、損害防止費用を支払います。
- ① 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）
- （２）第27条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定は、本条（１）の費用を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第27条の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「第26条（損害防止費用）（１）によって当社が支払う損害防止費用の額」と読み替えるものとします。
- （３）本条（１）および（２）の場合において、当社は、本条（１）および（２）の費用と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも支払います。
- （４）第25条の④の事故発生時の義務を履行する場合において、保険契約者または被保険者が、その手続のために費用を支出したときは、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約における保険金を支払わない旨の規定が適用されない場合に限り、当社は、損害防止費用を支払います。
- （５）保険契約者または被保険者は、第2条（７）の小切手の盗難が生じた場合には、その保険金の受領後においても、当社が行う損害の発生または拡大の防止に協力しなければなりません。この場合において、当社は、保険契約者または被保険者が協力に要した費用を支払います。
- （６）第27条の規定は、本条（４）および（５）の費用を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第27条（１）の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「第26条（損害防止費用）（４）および（５）によって当社が支払う費用の額」と読み替えるものとします。
- （７）本条（４）および（５）の場合において、当社は、本条（４）および（５）の費用と他の保険金との合計額が第13条（損害保険金

の支払額―通貨、預貯金証書、切手、印紙または小切手の盗難の場合）（２）に規定する限度額を超えるときでも支払います。

第27条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- （１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下同様とします。）の合計額が支払限度額（別表に掲げる支払限度額をいいます。以下同様とします。）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。
- （２）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次の①または②の額を保険金として支払います。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金支払われていない場合	この特約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金支払われた場合	支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

- （３）本条（２）の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの特約によって支払うべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条（損害保険金を支払う場合）（１）から（６）までの損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして本条（１）の規定に基づいて算出した額を支払います。
- （４）本条（１）および（２）の場合において、第3条（臨時費用保険金を支払う場合）の臨時費用保険金、第4条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金および第8条（看板修復費用保険金を支払う場合）の看板修復費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、第2条（１）から（６）までの損害保険金の額は、本条（１）から（３）までの規定を適用して算出した額とします。
- （５）損害が２種類以上の事故によって発生した場合は、同種の事故による損害について、本条（１）および（２）の規定をおのおの別に適用します。

第28条（保険金の請求）

- （１）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第26条（保険金の請求）（２）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、事故による損害が生じた時から発生し、これ行使することができるものとします。
- （２）普通保険約款第26条（３）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 損害見積書

③ 保険の対象および第8条（看板修復費用保険金を支払う場合）の屋外所在の移動式看板の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）保険の対象について損害が発生した場合は、当社は、次に掲げることを行うことができます。
- ① 事故が発生した建物または敷地内を調査すること。
 - ② 事故が発生した建物または敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査すること。
 - ③ 事故が発生した建物または敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部または一部を一時的に他の場所に移転すること。
- （6）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（残存物および盗難品の帰属）

- （1）当社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者が有するものとします。
- （2）盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗難回収費用（保険の対象を回収するために支出した費用をいいます。以下同様とします。）を除き、盗取の損害はなかったものとみなします。ただし、回収されるまでの間に保険の対象に損害が発生していたときは損害保険金を支払います。
- （3）保険の対象が盗取された場合に、当社が損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の再調達価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- （4）本条（3）の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（損害保険金に相当する額から盗難回収費用を差し引いた残額とします。）を当社に支払うことで、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第30条（保険金支払後のこの特約の取扱い）

- （1）第2条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。）の80％に相当する額を超えた場合は、

この特約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

- （2）本条（1）の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は、保険料を返還しません。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。
- （3）本条（1）の場合を除き、当社が損害保険金を支払った場合においても、保険金額は、減額することはありません。
- （4）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、本条（1）から（3）までの規定を適用します。

第31条（通知義務）

この特約においては、普通保険約款第8条（通知義務）（1）に規定する通知が必要な事実次に次のいずれかに該当する事実を追加します。

- ① 保険の対象を譲渡すること。
- ② 保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ③ 保険の対象を他の場所に移転したこと。

第32条（適用除外）

この特約においては、次に掲げる普通保険約款および介護保険事業者・社会福祉施設特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定を適用しません。

- ① 普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）
- ② 普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）
- ③ 普通保険約款および特別約款の保険金を支払わない場合の規定

第33条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）の手続を完了した日（以下この条において請求完了日といいます。）」とあるのは「財産補償特約第28条（保険金の請求）（2）の手続を完了した日（財産補償特約第2条（損害保険金を支払う場合）（7）の小切手の盗難が発生した場合は、財産補償特約第25条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）の③および④の手続きが完了した日または被保険者が財産補償特約第28条（2）の規定による手続きを完了した日のいずれか遅い日とします。以下この条において請求完了日といいます。）」
- ② 第27条（1）の③の規定中「損害の額」とあるのは「損害の額（再調達価額を含みます。）」
- ③ 第27条（2）の⑥の規定中「事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた」とあるのは「損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた」

第34条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の支払保険金

	保険金の種類		支払限度額
1	第2条（損害保険金を支払う場合）（1）から（4）までの損害保険金		損害の額
2	第2条（5）の損害保険金	（1）の①の損害保険金	損害の額
		（2）の②の損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに、300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）または再調達価額に15%（他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が15%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。）を乗じた額のいずれか低い額
		（3）の③の損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに、100万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）または再調達価額に5%（他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。）を乗じた額のいずれか低い額
		（4）上記（2）および（3）の損害保険金の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。）

3	第2条（6）の損害保険金		損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。）を差し引いた残額または、保険証券記載の支払限度額（他の保険契約等に、この保険契約の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。）のいずれか低い額
4	第2条（7）の損害保険金	（1）業務用の通貨、切手、印紙	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円（他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）または損害の額のいずれか低い額
		（2）業務用の預貯金証書、小切手	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）または損害の額のいずれか低い額
5	第3条（臨時費用保険金を支払う場合）の臨時費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円（他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）
6	第4条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金		残存物取片づけ費用の額
7	第5条（失火見舞費用保険金を支払う場合）の失火見舞費用保険金		1回の事故につき、20万円（他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。）に被災世帯の数を乗じた額

8	第6条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金	（1）それぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）を超える場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）
		（2）上記（1）に該当しない場合であって、それぞれの保険契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。）を乗じた額を超える場合	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。）を乗じた額
9	第7条（修理付帯費用保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円（他の保険契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）または修理付帯費用の額のいずれか低い額

10	第8条（看板修復費用保険金を支払う場合）の看板修復費用保険金	1回の事故につき、10万円（他の保険契約等に、限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。）または看板修復費用の額のいずれか低い額
11	第9条（水道管修理費用保険金を支払う場合）の水道管修理費用保険金	凍結による損壊が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために要した費用の額

持出財産補償特約

第 1 条（保険の対象の範囲）

当社は、財産補償特約第11条（保険の対象の範囲）（1）に定める保険の対象のほか、保険の対象である設備・什器等が保険の対象が収容されている建物から日本国内に一時的に持ち出されている間に、財産補償特約第2条（損害保険金を支払う場合）（1）から（4）までまたは（6）の事故によって損害が発生した場合は、この特約に従い、これらを保険の対象として取り扱います。

第2条（普通保険約款の費用保険金等との関係）

この特約については、財産補償特約第3条（臨時費用保険金を支払う場合）から第9条（水道管修理費用保険金を支払う場合）までに規定する費用保険金の支払および第26条（損害防止費用）に規定する費用の支払いに関する規定は適用しません。

第 3 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、財産補償特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

身元信用特約

第 1 条（保険金を支払う場合）

当社は、保険証券記載の被保証人（以下「被保証人」といいます。）が、被保険者のためにその業務を遂行するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して、被保険者またはその他の者に対して、窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為（以下「不誠実行為」といいます。）を保険期間中に行ったことにより、被保険者の被った財産上の直接の積極的損害（その他の者が被った財産上の直接の積極的損害に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を含みます。以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第 2 条（保険金を支払わない場合—その 1）

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② 法令に違反した行為によって被保険者が取得した財産について生じた損害
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の

行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に基づく秩序の混乱または労働争議に乗じた不誠実行為による損害

④ 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害

⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく秩序の混乱に乗じた不誠実行為による損害

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、既に行われた不誠実行為による損害（その不誠実行為が保険期間中に行われたか否かを問いません。以下「既往の不誠実行為による損害」といいます。）を消滅または軽減させた不誠実行為（以下この条および第8条（損害の額の決定）において「穴うめ行為」といいます。）による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、穴うめ行為による損害が、既往の不誠実行為による損害の消滅または軽減に充当された金額を超過する場合は、その超過分に対しては、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、保険契約者または被保険者が、この保険契約の失効日、解除日、解約日または保険期間の末日の翌日から起算して1年を経過した日の翌日以降に発見した不誠実行為による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、加害被保証人名が不明の場合には、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（被保証人の範囲）

- （1）この特約において被保証人とは、被保険者と雇用もしくはこれに準ずる一定の関係を有する者で、かつ、保険証券記載の被保証人の範囲に属するすべての者をいいます。
- （2）保険期間中に、被保険者と雇用またはこれに準ずる一定の関係が生じた者で、かつ、保険証券記載の被保証人の範囲に属する者は、その時から被保証人の地位を取得します。

第7条（被保証人の地位）

- （1）被保険者との雇用またはこれに準ずる一定の関係が消滅した被保証人は、その時からその被保証人は被保証人の地位を失います。
- （2）被保険者に対して不誠実行為を行ったことのある者は、被保険者と雇用またはこれに準ずる一定の関係がある者であっても、被保証人とはみなさないものとし、当社は、その者が行いまたは加担した不誠実行為による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が、保険契約締結の際、その者の過去の不誠実行為を知らなかった場合を除きます。
- （3）保険契約者または被保険者が、保険期間中に特定の被保証人の不誠実行為を知った場合は、被保険者と被保証人との雇用またはこれに準ずる一定の関係が存続するときであっても、その被保証人は被保証人の地位を失います。
- （4）当社は、本条（3）の規定により被保証人の地位を失った者が、地位を失った時以降に行いまたは加担した不誠実行為による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求することができません。

第8条（損害の額の決定）

- （1）当社が、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた地および時を基準としてこれを定めめます。
- （2）第12条（損害発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）の①または③の場合において、当社は、被保険者が当社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。
- （3）当社は、被保険者が被保証人に対して給与、賞与、手数料、保証金その他の債務を有する場合には、被保険者が被保証人に対して有する債権総額に対する損害の額の割合によってその債務を比例配分し、これを損害の額から差し引いた残額を基礎として、その保険金支払額を決定します。
- （4）被保険者が不誠実行為日以降に回収した金額は、これを損害の額から差し引きします。
- （5）穴うめ行為により充当された金額は、これを損害の額から差し引きません。
- （6）穴うめ行為により損害が消滅または軽減された不誠実行為が複数あり、それぞれへの充当金額が不明の場合には、直近の不誠実行為から順次充当されたものとみなします。

第9条（損害の額の証明義務）

被保険者が、正確な帳簿、その他の方法で損害の額を証明することができない場合は、その不明瞭な部分に対しては、当社は保険金を支払いません。

第10条（支払保険金）

- （1）当社が、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、被保証人1名につき200万円、保険期間中につき500万円を限度とします。
- （2）当社は、第6条（被保証人の範囲）に定める複数の被保証人が第1条の損害を生じさせた場合でも、支払った保険金の合計額が500万円に達するまで、その損害に対して、保険金を支払います。
- （3）同一被保証人が行いまたは加担した不誠実行為がこの保険契約とこの保険契約が引き継いだ前保険契約の保険期間のそれぞれにおいて行われた場合は、当社は、この保険契約の支払限度額より、前保険契約において支払うべき保険金の額を差し引いた差額を限度として保険金を支払います。

第11条（保険責任の始期に関する特則）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、この保険契約の始期日の前日の午後12時に終了する身元信用保険（この特約と支払責任が同一の契約に限ります。）の継続契約としてこの保険契約が締結された場合には、この特約における当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まるものとします。

第12条（損害発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生した場合には、次表「損害発生時または損害発生後の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」とおりとします。

損害発生時または 損害発生後の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の防止軽減に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、防止軽減できたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います
② 損害が発生した事実を当社に遅滞なく通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 被保証人または第三者（身元保証人を含みます。）から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要の手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、被保証人または第三者（身元保証人を含みます。）に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 当社の書面による承認を得ないで、被保証人と示談をし、または被害者に対して損害賠償義務の全部または一部の承認をしないこと。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当社に遅滞なく通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 当社から説明または証明を要求した事項については、遅滞なく、かつ、誠実にその説明または証明をすること。	
⑦ 被害の事実または損害の額を確認するために、当社が被保険者の帳簿その他の書類について行う検査に対して便宜を与えること。	

第13条（保険金の請求）

- （１）普通保険約款第26条（保険金の請求）（２）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じた時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （２）普通保険約款第26条（３）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 請求金額の計算書
③ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害の場合は、損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承認があったことを証明する書類
④ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （３）普通保険約款第26条（４）の規定にかかわらず、当社は、不誠実行為の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）普通保険約款第26条（５）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（３）の規定に違反した場合または本条（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （５）普通保険約款第26条（６）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（２）、第6条（保険責任のおよび地域）の規定中「生じた事故」とあるのは「行われた不誠実行為」
- ② 第7条（告知義務）（３）の③の規定中「当社が保険金を支払うべき事故が発生する前」とあるのは「不誠実行為または損害の発生の事実を知る前」
- ③ 第7条（５）および第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（３）の「事故の発生した」とあるのは「発生した不誠実行為の」
- ④ 第7条（６）、第8条（通知義務）（５）および第15条（３）の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発生した損害」
- ⑤ 第8条（４）の規定中「発生した事故による損害」とあるのは「発生した不誠実行為による損害」
- ⑥ 第22条（追加保険料領収前の事故）の規定中「生じた事故による損害」とあるのは「生じた不誠実行為による損害」
- ⑦ 第27条（保険金の支払）（注１）の規定中「第26条（保険金の請求）（３）」とあるのは「身元信用特約第13条（保険金の請求）（２）」
- ⑧ 第27条（１）の①の規定中「事故の原因、事故発生の状況」とあるのは「損害の原因、損害発生の状況」
- ⑨ 第27条（１）の②の規定中「損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容」とあるのは「損害の額と損害の発生との関係」

- ⑩ 第27条（2）の⑥の規定中「事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた」と「被保証人の行った不誠実行為が複雑かつ特殊で被保険者の損害との因果関係が不明の場合、被保証人が行った不誠実行為による被害者が多数で損害が広範囲にわたる場合等、形態が特殊である」

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないがぎり、普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

感染症見舞金補償費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 継続契約

当社との間で締結した、この特約を付帯した保険契約（以下「特約付帯契約」といいます。）またはこの特約と支払責任が同一の約定履行費用保険契約（以下「約定履行費用保険契約」といいます。）の保険期間終了日（終了日の午後12時に保険責任が終了する保険契約の場合はその翌日）を保険期間の開始日とし、保険証券の記名被保険者欄に記載された者を同一とする保険契約をいいます。ただし、特約付帯契約または約定履行費用保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日を、終了日の午後12時に保険責任が終了する保険契約においては解約または解除の日の翌日を保険期間終了日とします。

② 初年度契約

継続契約以外の特約付帯契約または約定履行費用保険契約をいいます。

③ 補償対象者

被保険者の業務に従事している者で災害見舞金規定等（名称を問いません。以下同様とします。）の対象となる者をいいます。

④ 治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者および補償対象者以外の医師による治療をいいます。

⑤ 通院

病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

⑥ 入院

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、補償対象者が、業務先において業務を行った際に特定感染症に罹患し、その直接の結果として死亡し葬祭が行われることまたは治療のために入院または通院したこと（以下「事故」といいます。）に対し、被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- （2）本条（1）の特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に

対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症および別表記載の感染症をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 業務に起因しない罹患
- ④ 第2条（保険金を支払う場合）に規定する特定感染症に該当しない感染症による損害
- ⑤ 約定に基づく金銭等の支払の不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑥ 感染の可能性が高いことを記名被保険者が知っていた（知っていたと合理的に判断できる場合を含みます。）場合で、事前に感染予防の処置をしなかったことに起因する損害
- ⑦ 特定感染症に罹患したことに起因する損害賠償責任を負担することによる損害

第5条（支払保険金）

- （1）当社が支払う補償対象者1名あたりの保険金の額は、被保険者が定める災害見舞金規定等の額または次に掲げる金額のいずれか低い額を限度とします。

- ① 死亡し葬祭が行われる場合は、葬祭費用について100万円

- ② 治療の場合は次のとおりとします。

ア. 入院日数および通院日数の合計が31日以上の場合は7万円

イ. 入院日数および通院日数の合計が8日以上30日以内の場合は5万円

ウ. 入院日数および通院日数の合計が7日以内の場合は3万円

- （2）本条（1）の通院日数とは、実際に通院した日数をいい、入院期間中に通院した場合は、通院日数に含みません。

第6条（保険期間と保険責任の関係）

- （1）当社は、保険期間中に事故が生じた場合に限り、保険金を支払います。

- （2）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、事故の原因となる特定感染症に罹患した時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

- （3）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、事故の原因となる特定感染症に罹患した時が、特約付帯契約または約定履行費用保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支

払いません。

第7条（保険責任の始期に関する特則）

普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、この保険契約の始期日の前日の午後12時に終了する約定履行費用保険（この特約と支払責任が同一の契約に限ります。）の継続契約としてこの保険契約が締結された場合には、この特約における当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まるものとします。

第8条（災害見舞金規定等にかかる通知義務）

普通保険約款第8条（通知義務）（1）の事実には、災害見舞金規定等の変更を含むものとします。

第9条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、災害見舞金規定等が消滅した場合は、この保険契約は効力を失います。

第10条（保険金の請求）

- （1）普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、損害が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 罹患した者が補償対象者であることを立証する書類
③ 業務上の罹患であることを立証する書類
④ 入院および通院日数を証明する書類
⑤ 被保険者が、災害見舞金規定等に基づき補償対象者に補償金を支払ったことを証明する書類または災害見舞金規定等に基づく補償金給付決定通知書
⑥ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任」とあるのは「補償金」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「感染症見舞金補償費用補償特約第10条（保険金の請求）（2）」

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

別表

後天性免疫不全症候群、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、疥癬、アメーバ赤痢、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つづが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、パンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症

指定感染症追加補償特約 （感染症見舞金補償費用補償特約用）

第1条（特約の読替規定）

この保険契約については、感染症見舞金補償費用補償特約の第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「本条（1）の特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症（一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限ります。）および別表記載の感染症をいいます。」

第2条（待期間）

当社は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。）については、この保険契約の始期日（感染症見舞金補償費用補償特約が保険契約の途中で付帯された場合は、同特約が付帯された日とします。）からその日を含めて10日以内に発病した感染症による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 継続契約
- ② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約（感染症見舞金補償費用補償特約が付帯された当社との保険契約（同特約が途中で付帯された場合を含みます。）であって、継続契約以外の保険契約をいいます。）

第3条（準用規定）

この特約の規定にない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設

特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

等級ダウン補償費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 継続契約

当社との間で締結した、この特約を付帯した保険契約（以下「特約付帯契約」といいます。）またはこの特約と支払責任が同一の約定履行費用保険契約（以下「約定履行費用保険契約」といいます。）の保険期間終了日（終了日の午後12時に保険責任が終了する保険契約の場合はその翌日）を保険期間の開始日とし、保険証券の記名被保険者欄に記載された者を同一とする保険契約をいいます。ただし、特約付帯契約または約定履行費用保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日を、終了日の午後12時に保険責任が終了する保険契約においては解約または解除の日の翌日を保険期間終了日とします。

② 初年度契約

継続契約以外の特約付帯契約または約定履行費用保険契約をいいます。

③ 補償対象者

被保険者の業務に従事している者で災害見舞金規定等（名称を問いません。以下同様とします。）の対象となる次のいずれかに該当する者をいいます。

ア．被保険者である社会福祉施設事業者または介護保険事業者に所属する者（その事業者と委任関係にある者（理事、役員等）または雇用関係にある者（社員、職員等）をいい、名称を問いません。）

イ．被保険者である社会福祉施設事業者または介護保険事業者に登録した者（会員、協力会員、登録ボランティア、研修受講生等名称を問いません。ただし、被保険者が提供するサービスの利用のみを目的とする会員を除きます。）

ウ．被保険者である社会福祉施設事業者または介護保険事業者に登録した法人に所属する者（その法人と委任関係にある者（理事、役員等）または雇用関係にある者（社員、職員等）をいい、名称を問いません。）

④ 自動車

任意加入の自動車保険契約の対象となるすべての自動車をいい、被保険者の所有する自動車および自動車賃貸を業とする者から賃貸借契約に基づいて貸与された自動車（いわゆるレンタカーをいいます。）を除きます。

⑤ 自動車保険契約等

共済金の支払により継続契約に適用される割増引に影響がある自動車共済契約を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、補償対象者が、業務を行うために自動車を運転中に事故をおこし、その自動車に付保されている任意加入の自動車保険契約等から保険金等の支払を受けたことにより継続時の保険料の割増引に影響が生じた場合（以下「等級ダウン」といいます。）に、被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者に補償金を支払うことによって被

る損害に対して、保険金を支払います。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 業務以外の目的で使用した自動車に起因する損害
- ④ 被保険者の所有する自動車またはレンタカーの事故
- ⑤ 約定に基づく金銭等の支払の不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑥ 自動車の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任を負担することによる損害

第5条（支払保険金）

当社が支払う補償対象者1名あたりの保険金の額は、被保険者が定める災害見舞金規定等の額または次に掲げる金額のいずれか低い額を限度とします。

- ① 次の②および③以外の自動車による事故については5万円
- ② 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第9条（自動車の種別）（以下「施行令」といいます。）に規定する小型二輪自動車および軽自動車による事故については3万円
- ③ 施行令第9条に規定する原動機付自転車による事故については1万円

第6条（保険期間と保険責任の関係）

- （1）当社は、保険期間中に等級ダウンが生じた場合に限り、保険金を支払います。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、等級ダウンの原因となる自動車事故が生じた時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- （3）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、等級ダウンの原因となる自動車事故が生じた時が、この特約付帯契約または約定履行費用保険が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

第7条（保険責任の始期に関する特則）

普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、この保険契約の始期日の前日午後12時に終了する約定履行費用保険の継続契約としてこの保険契約が締結された場合には、この特約における当社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午前0時に始まるものとします。

第8条（災害見舞金規定等にかかる通知義務）

普通保険約款第8条（通知義務）（1）の事実には、災害見舞金規定等の変更を含むものとします。

第9条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、災害見舞金規定等が消滅した場合は、この保険契約は効力を失います。

第10条（保険金の請求）

- （1）普通保険約款第26条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金請求権は、損害が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）普通保険約款第26条（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 運転者が補償対象者であることを立証する書類
③ 業務上の事故であることを立証する書類
④ 自動車の事故により、その自動車に付保されている自動車保険契約から支払を受けた事実を証明する書類
⑤ 被保険者が、補償規定に基づき自動車保険契約者に補償金を支払ったことを証明する書類または補償規定に基づく補償金給付決定通知書
⑥ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- （3）普通保険約款第26条（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）普通保険約款第26条（5）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（3）の規定に違反した場合または本条（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）普通保険約款第26条（6）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（普通保険約款読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任」とあるのは「補償金」
- ② 普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「等級ダウン補償費用補償特約第10条（保険金の請求）（2）」

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

保険料確定特約

第1条（保険料算出の基礎）

- （1）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）（4）および賠償責任保険追加特約第3条（保険料の精算）（2）の規定にかかわらず、この特約において、保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」、「延動員人数」、「延活動時間」または「販売トン数」は、それぞれ次の定義によります。

- ① 賃金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。
- ② 入場者
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
- ③ 領収金
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務または仕事によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。
- ④ 売上高
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、被保険者が販売または提供する、保険証券記載の商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
- ⑤ 完成工事高
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、被保険者が完成させる保険証券記載の仕事に関する税込対価の総額（建設業会計における工事完成基準または工事進行基準による完成工事高）をいいます。
- ⑥ 延参加人数
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または行事に参加した参加者数の延人数をいいます。
- ⑦ 延動員人数
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または行事に被保険者が動員した延人数をいいます。
- ⑧ 延活動時間
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または活動に従事した延時間をいいます。
- ⑨ 販売トン数
保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の事業所におけるLPGガス販売業務により被保険者が販売したLPGガスの総重量をいいます。

(2) 当社は、保険料が本条(1)に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、本条(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間等におけるその金額または数量を保険料を定めるために用います。

第2条(保険料精算の省略)

当社は、普通保険約款第17条(保険料の精算)(1)および(3)、第18条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)の②ただし書きおよび③ただし書き、第19条(保険料の返還・無効または失効の場合)(2)、第21条(保険料の返還・解約または解除の場合)(2)ならびに賠償責任保険追加特約第3条(保険料の精算)の規定を適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないがぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

保険料確定特約(業務中傷害用)

第1条(保険料算出の基礎)

業務中傷害補償特約第14条(暫定保険料の払込み)(2)および第18条(確定保険料)(3)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる被保険者数とは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または既往1か年の活動実績に基づく被保険者に該当する者の延べ人数をいいます。

第2条(保険料精算の省略)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第17条(保険料の精算)、第19条(保険料の返還・無効または失効の場合)および第21条(保険料の返還・解約または解除の場合)(2)ならびに業務中傷害特約第14条(暫定保険料の払込み)、第16条(支払保険金の削減)および第18条(確定保険料)の規定を適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないがぎり、普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、業務中傷害補償特約およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

精算(直近会計年度末)特約

第1条(保険料算出の基礎)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第17条(保険料の精算)(4)および賠償責任保険追加特約第3条(保険料の精算)(2)の規定にかかわらず、この特約において、保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」、「延動員人数」、「延活動時間」または「販売トン数」は、それぞれ次の定義によります。

① 賃金

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称を問いません。

② 入場者

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許さ

れた総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務または仕事によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいいます。

④ 売上高

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、被保険者が販売または提供する、保険証券記載の商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。

⑤ 完成工事高

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、被保険者が完成させる保険証券記載の仕事に関する税込対価の総額(建設業会計における工事完成基準または工事進行基準による完成工事高)をいいます。

⑥ 延参加人数

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または行事に参加した参加者数の延人数をいいます。

⑦ 延動員人数

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または行事に被保険者が動員した延人数をいいます。

⑧ 延活動時間

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度または既往1年間において、保険証券記載の仕事または活動に従事した延時間をいいます。

⑨ 販売トン数

保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の事業所におけるLPGガス販売業務により被保険者が販売したLPGガスの総重量をいいます。

(2) 当社は、保険料が本条(1)に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、本条(1)に準じて、保険契約終了時に把握可能な最近の会計年度1年間等におけるその金額または数量を保険料を定めるために用います。

第2条(保険料の精算・失効の場合)

この特約が付帯された保険契約が失効となる場合には、当社は、普通保険約款第19条(保険料の返還・無効または失効の場合)(2)の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。

第1条(保険料算出の基礎)の規定に従った 保険料算出の基礎に基づく保険料	×	既経過日数 365
---	---	--------------

第3条(保険料の精算・解約または解除の場合)

この特約が付帯された保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第21条(保険料の返還・解約または解除の場合)(2)の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料(②の確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。)とし、既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算します。ただし、当社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

区分	確定保険料	
① 当社が保険契約を解除した場合	第1条(保険料算出の基礎)の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料	$\times \frac{\text{既経過日数}}{365}$
② 保険契約者が保険契約を解約した場合	第1条の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料	$\times$ 既経過期間に対応する普通保険約款別表に掲げる短期料率

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）の規定中「保険契約終了後、遅滞なく」とあるのは「当社の定めるところに従って、遅滞なく」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定を準用します。

精算（直近月末）特約

第1条（保険料算出の基礎）

（1）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）（4）および賠償責任保険追加特約第3条（保険料の精算）（2）の規定にかかわらず、この特約において保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」、「延動員人数」、「延活動時間」または「販売トン数」は、それぞれ次の定義によります。

① 賃金

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間に
おいて、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対し
て、労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、
その名称を問いません。

② 入場者

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間に
おいて、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許され
た総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族
および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間に
おいて、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込
額の総額をいいます。

④ 売上高

保険期間が終了する月の前月末または当月末から過去1年間に
おいて、被保険者が販売または提供したすべての商品またはサー
ビスの税込対価の総額をいいます。

⑤ 完成工事高

保険期間が終了する月の前月または当月末から過去1年間に
おいて、被保険者が完成させる保険証券記載の仕事に関する税込対
価の総額（建設業会計における工事完成基準または工事進行基準
による完成工事高）をいいます。

⑥ 延参加人数

保険期間が終了する月の前月または当月末から過去1年間に

いて、保険証券記載の仕事または行事に参加した参加者数の延人
数をいいます。

⑦ 延動員人数

保険期間が終了する月の前月または当月末から過去1年間に
おいて、保険証券記載の仕事または行事に被保険者が動員した延人
数をいいます。

⑧ 延活動時間

保険期間が終了する月の前月または当月末から過去1年間に
おいて、保険証券記載の仕事または活動に従事した延時間をいま
す。

⑨ 販売トン数

保険期間が終了する月の前月または当月末から過去1年間に
おいて、保険証券記載の事業所におけるLPGガス販売業務により被
保険者が販売したLPGガスの総重量をいいます。

（2）当社は、保険料が本条（1）に掲げるもの以外の金額または数量
に対する割合によって定められる場合においては、本条（1）に準
じて、保険期間が終了する月の前月または当月末から過去1年間等
におけるその金額または数量を保険料を定めるために用います。

第2条（保険料の精算－失効の場合）

この特約が付帯された保険契約が失効となる場合には、当社は、普
通保険約款第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の
規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保険料とし、
既に領収した保険料との差額を返還または請求して、保険料を精算し
ます。

第1条（保険料算出の基礎）の規定に従った
保険料算出の基礎に基づく保険料

$\times \frac{\text{既経過日数}}{365}$

第3条（保険料の精算－解約または解除の場合）

この特約が付帯された保険契約が解約または解除となる場合には、
当社は、普通保険約款第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）
（2）の規定にかかわらず、次の算式により算出した保険料を確定保
険料（②の確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、
その最低保険料とします。）とし、既に領収した保険料との差額を返
還または請求して、保険料を精算します。ただし、当社が別に定める
方法により保険料を返還または請求することがあります。

区分	確定保険料	
① 当社が保険契約を解除した場合	第1条(保険料算出の基礎)の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料	$\times \frac{\text{既経過日数}}{365}$
② 保険契約者が保険契約を解約した場合	第1条の規定に従った保険料算出の基礎に基づく保険料	$\times$ 既経過期間に対応する普通保険約款別表に掲げる短期料率

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）
の規定中「保険契約終了後、遅滞なく」とあるのは「当社の定めると
ころに従って、遅滞なく」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、
普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款およびその
他の特約の規定を準用します。

保険料一般分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替に

よるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

- (注) 第5条（追加保険料領収前の事故）(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当社が第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条（保険料

の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

(3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

(1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1) ①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1) ②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

(3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条（1）および（2）の規定を適用します。

② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌

月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社からの保険契約の解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

(2) 本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれが早い日

② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれが早い日

(注1) 第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。

し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- （2）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- （3）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこ

の特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- （1）保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- （2）保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- （3）本条（2）の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第5条（追加保険料領収前の事故）（3）③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- （1）当社が第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- （2）本条（1）の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- （3）第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口

座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

（１）第4条（追加保険料の払込方法）（１）①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（２）第4条（追加保険料の払込方法）（１）②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

（３）追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）（２）の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条（１）および（２）の規定を適用します。

② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第3条（保険料領収前の事故）（３）の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社からの保険契約の解除）

（１）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険料払込期日（注１）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注１）に払い込まれるべき分割保険料（注２）の払込みがない場合

② 保険料払込期日（注１）までに、その保険料払込期日（注１）

に払い込まれるべき分割保険料（注２）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注３）までに、次回保険料払込期日（注３）に払い込まれるべき分割保険料（注２）の払込みがない場合

（２）本条（１）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 本条（１）①による解除の場合は、その分割保険料（注２）を払い込むべき保険料払込期日（注１）または満期日のいずれか早い日

② 本条（１）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注３）または満期日のいずれか早い日

（注１）第4条（追加保険料の払込方法）（２）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

（注２）第4条（追加保険料の払込方法）（２）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

（注３）第4条（追加保険料の払込方法）（２）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込方法）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の当社による保険契約の解除）の規定による解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

団体扱・集団扱特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
い	一括払	保険料または追加保険料を一括して払い込むことをいいます。
し	集金契約	当社との間で締結した保険料の集金に関する契約をいいます。
	集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
	集団	当社が別に定める基準に適合する集団をいいます。
た	団体	官公署または公社、公団、会社等の企業体（注）をいいます。 （注）企業体は、法人・個人の別を問いません。
ふ	分割払	保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと、または追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことをいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
み	未払込保険料	分割払の場合は、保険料総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当すること。
ア、団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けている者であること、または団体を退職した者であること。
イ、集団、その役員、従業員もしくは構成員（注）であること、または構成員（注）の役員もしくは従業員であること。
- ② 保険契約者が、この特約に従い、集金者を経由して保険料を払い込むことに同意しており、かつ、集金者がこの保険契約の締結を承諾していること。

（注）法人・個人の別を問わず、その集団を構成する集団の構成員を含みます。

第2条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、次のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。

- ① 一括払
- ② 分割払

- （2）本条（1）の保険料の払込みは、次表に定めるとおりとします。

区分	保険料の払込み
① 一括払の方法による場合の保険料および分割払の方法による場合の第1回分割保険料	次のいずれかによります。 ア、保険契約締結の時、直接当社に払い込むものとします。 イ、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。
② 分割払の方法による場合の第2回目以降分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

- （1）保険期間が始まった後でも、保険契約者が第2条（保険料の払込方法）（2）①の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- （2）本条（1）の規定は、第2条（保険料の払込方法）（2）①の保険料が同条（2）①イ、に従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第4条（追加保険料の払込方法）

当社が第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

第5条（追加保険料領収前の事故）

- （1）第4条（追加保険料の払込方法）①の規定により追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （2）第4条（追加保険料の払込方法）②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効または解除）

- （1）この特約は、次表「区分」に該当する事実が発生した場合、次表

「集金不能日」に定める日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

区分	集金不能日
① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日
② 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合	左記の事実が発生した日
③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。ただし、保険契約者が退職後も引続き集金契約に定めるところによりこの特約に従い保険料を払い込むときおよび保険契約者が退職後も引続きこの特約に従い保険料を払い込むことを集金日の属する月の翌々月末日までに当社に通知したときを除きます。	集金が不能となった最初の集金日
④ 口座振替方式（注１）の場合であって、保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌々月末日までに集金されなかったとき。ただし、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金契約に定める払込期日までに当社に支払ったときを除きます。	集金日の属する月の翌々月末日
⑤ 口座振替方式（注１）以外の場合であって、本条（１）①から③まで以外の理由により集金者による保険料の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日

- （２）当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注２）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- （３）本条（１）①もしくは②の事実が発生した場合または本条（２）の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもってその旨を保険契約者に通知します。
- （４）本条（１）の規定によりこの特約が効力を失った場合または本条（２）の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は集金不能日またはこの特約の解除日から次表に定める日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一括して当社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① この特約が効力を失った場合	ア、口座振替方式（注１）以外のとき。集金不能日の属する月の翌々月末日
	イ、口座振替方式（注１）のとき。集金不能日の属する月の翌々月末日
② この特約が解除された場合	ア、口座振替方式（注１）以外のとき。この特約の解除日の属する月の翌々月末日
	イ、口座振替方式（注１）のとき。この特約の解除日の属する月の翌々月末日

- （５）当社は、本条（４）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い

込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に発生した事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- （６）当社は、本条（４）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- （７）本条（６）の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が満期日以降となる場合は、満期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（注１）口座振替方式とは、保険契約者の指定する口座から、口座振替により保険料を集金することをいいます。

（注２）保険契約者の人数とは、同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱に係る特約を適用した保険契約を締結している場合は１名と数え、また、同一の団体もしくは集団において他の集金契約が締結されている場合は、それぞれの人数を合算します。

第8条（保険料の返還または追加保険料の請求）

普通保険約款の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

保険料クレジットカード払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
＜	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
	クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
ほ	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の規定に定める事実が発生した場合または契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを受け入れる場合に適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定を適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条（1）の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

(1) 第3条（保険料領収前の事故）(2) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（1）の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の事故）(1) の規定を適用します。

第5条（保険料の返還等の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2) の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条（当社からの保険契約の解除）

(1) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2) の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
ほ	保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。

② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア、この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。

イ、保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。

(2) 本条（1）の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

(3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事故）

(1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まねばなりません。

(2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した

事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日まで払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日（注）までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。
- (注) 第3条（保険料領収前の事故）(4)の規定が適用される場合においては、「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」とします。

第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の規定は、この保険契約に適用される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
あ	後払型決済手段	クレジットカード払、携帯電話料金合算払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。
け	携帯電話会社	携帯電話の通信サービスを提供している当社の指定する会社をいいます。
	携帯電話料金合算払	携帯電話端末を通じて役務を提供する事業者の代金について、携帯電話会社が、携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済手段をいいます。
	決済機関	決済手段を提供する事業者をいいます。
し	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面（注）による払込取扱票をいいます。 （注）当社所定の書面には、電子媒体によるものを含みます。
ほ	保険料払込期日	始期日の属する月の翌月末日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
- ① 保険料払込期日までに、払込取扱票を使用して払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、当社の定める決済手段によって初回保険料を払い込むことができます。
- ② 保険料払込期日までに、上記①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点（注）で初回保険料の払込みがあったものとみなします。
- (注) 払込みを行った時点とは、当社の定める決済手段による場合、その決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い手続を行い、初回保険料相当額全額の払込手続が完了したことが手続画面に表示された時点をいいます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料

- 領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 保険契約者が後払型決済手段により初回保険料を払い込む場合で、当社が初回保険料相当額を領収できないときには、第2条(保険料の払込方法)(2)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その初回保険料が払い込まれたものとみなして同条(2)の規定を適用します。

第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

- (1) 第3条(保険料領収前の事故)(4)の初回保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に初回保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が決済手段所定の手続を行った場合において、本条(1)の規定により当社が初回保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその初回保険料を払い込んだときは、第2条(保険料の払込方法)(2)の規定を適用します。

第5条(保険料の返還の特則)

保険契約者が後払型決済手段により初回保険料を払い込む場合において、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還するときは、当社は、初回保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の規定により、保険契約者が初回保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、初回保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条(保険料領収前の保険金支払)

- (1) 第3条(保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第7条(当社からの保険契約の解除)

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の規定は、この保険契約に適用された保険料を分割して払い込むことを定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) 当社は、保険契約者が第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の初回保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5) 本条(4)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回追加保険料口座振替特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

- ① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
- ア. 保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時までに発生したことにより、保険契約者または被保険者

が訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。

イ、上記ア、以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

第2条（追加保険料の払込方法）

- （1）この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。
- （2）本条（1）の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- （3）追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- （4）保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

第3条（追加保険料領収前の事故）

- （1）追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まねばなりません。
- （2）当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （3）本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- （4）本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- （5）本条（3）および（4）の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料

が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）この保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- （1）第3条（追加保険料領収前の事故）（2）の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まねばなりません。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害、傷害、費用または損失等に対して保険金を支払います。
- （3）本条（2）の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。	次の算式により算出される額 事故による損害、傷害、費用または損失等に対して既に支払った保険金の額 － 第3条（追加保険料領収前の事故）（4）の保険金の額

第5条（当社からの保険契約の解除）

- （1）当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）本条（1）の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特

約の規定を準用します。

契約内容変更に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
け	契約内容変更	保険証券または保険申込書の記載事項の変更をいい、保険契約者による契約条件の変更を含みます。
	契約内容変更日	保険契約者の契約内容変更の通知に基づき、契約条件の変更をすべき期間の初日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定による告知義務に関する訂正の申出または契約内容変更の通知が当社の所定の連絡先に直接行われた場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条（追加保険料の払込み）

第1条（この特約の適用条件）の訂正の申出または契約内容変更の通知により、当社が追加保険料を請求した場合には、保険契約者は、その追加保険料を契約内容変更日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日（注）からその日を含めて30日以内に払い込まなければなりません。

（注）契約内容変更日または当社が追加保険料を請求した日のいずれか遅い日とは、契約内容変更日と当社が追加保険料を請求した日が同じ日である場合は、契約内容変更日とします。

第3条（追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い）

保険契約者が第2条（追加保険料の払込み）の規定による追加保険料を払い込まなかった場合には、当社は、追加保険料を領収する前に生じた事故による損害、傷害、費用または損失に対する保険金の支払については、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定に従います。

第4条（保険契約の解除－追加保険料の払込みがない場合）

- （1）保険契約者が払込期日までに追加保険料を払い込まなかった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）本条（1）の規定による解除は、払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

後遺障害等級表
(介護保険事業者・社会福祉施設特別約款用)

等級	後遺障害	保険金 支払 割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5 cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%

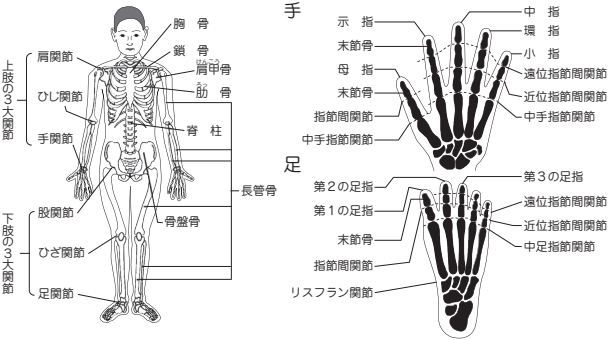
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%

第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



Ⅳ. 自動車搭乗中傷害補償特約 定型補償内容一覧表

<フルセット型>

型 保険金額	A1型	A2型	A3型	A4型	A5型	A6型	A7型
死亡・後遺障害 (万円)	200	200	300	300	400	500	500
入院日額 (円)	2,000	3,000	3,000	3,600	4,000	3,000	5,000
通院日額 (円)	1,000	2,000	2,000	2,400	2,000	2,000	3,000

<通院補償対象外型>

型 保険金額	B1型	B2型	B3型	B4型	B5型	B6型	B7型
死亡・後遺障害 (万円)	200	200	300	300	400	500	500
入院日額 (円)	2,000	3,000	3,000	3,600	4,000	3,000	5,000

<死亡・後遺障害のみ型>

型 保険金額	C1型	C2型	C3型	C4型
死亡・後遺障害 (万円)	200	300	400	500

Ⅴ. 返還保険料のお取扱いについて

「用語の説明」

用 語		説 明																												
解約	保険契約者からの解約	保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。																												
	中途更改解約	現存契約をいったん解約し、現存契約と同一の保険契約者による新契約（賠償責任保険に限ります。）をその解約日を保険期間の初日として、現存契約の保険期間以上の保険期間で同一の保険会社（共同保険契約において少なくとも一つの保険会社がその構成会社として残る場合を含みます。）と締結することをいいます。																												
解除		当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。																												
無効		この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。																												
失効		この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。																												
料率	月割	期間に応じて定める次の割合をいいます。																												
		<table><tr><td>期間</td><td>月割</td><td>期間</td><td>月割</td></tr><tr><td>1か月まで</td><td>12分の1</td><td>7か月まで</td><td>12分の7</td></tr><tr><td>2か月まで</td><td>12分の2</td><td>8か月まで</td><td>12分の8</td></tr><tr><td>3か月まで</td><td>12分の3</td><td>9か月まで</td><td>12分の9</td></tr><tr><td>4か月まで</td><td>12分の4</td><td>10か月まで</td><td>12分の10</td></tr><tr><td>5か月まで</td><td>12分の5</td><td>11か月まで</td><td>12分の11</td></tr><tr><td>6か月まで</td><td>12分の6</td><td>12か月まで</td><td>12分の12</td></tr></table>	期間	月割	期間	月割	1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7	2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8	3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9	4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10	5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11	6か月まで	12分の6	12か月まで	12分の12
		期間	月割	期間	月割																									
		1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7																									
		2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8																									
		3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9																									
		4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10																									
		5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11																									
6か月まで	12分の6	12か月まで	12分の12																											
期間	保険期間	ご契約の保険証券に記載された保険期間をいいます。																												
	既経過期間（既経過月数）	ご契約の始期日から、解約日、解除日または失効日までの期間（月数）をいいます。																												
	未経過期間（未経過月数）	解約日、解除日または失効日から、ご契約の満期日までの期間（月数）をいいます。																												

＜返還保険料の計算方法等について＞

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料の計算方法は、保険料の払込方法別に下表のとおりとなります。

払込方法 区分		一時払	一般分割払 大口分割払
保険契約者からの解約		確定精算 （月割） 【最低】	確定精算 （月割） 【最低】
中途 更改 解約	保険料が同額または増額	月割	月割
	保険料が減額	月割 【最低】	月割 【最低】
解除	告知義務の規定による解除	確定精算 （月割）	確定精算 （月割）
	通知義務の規定による解除	確定精算 （月割）	確定精算 （月割）
	重大事由による解除	確定精算 （月割）	確定精算 （月割）
	分割保険料不払による解除	—	確定精算 （月割）
無効	保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効	返還しません	返還しません
	上記以外	全額返還	全額返還
失効		確定精算 （月割）	確定精算 （月割）
取消（詐欺・強迫）		返還しません	返還しません

※ 1 保険料確定特約をセットされたご契約および保険料の精算が発生しない特約については上記（ ）内の月割が適用されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

※ 2 セットされる特約によっては上記と異なる計算方法となる場合があります。詳細はセットされる特約をご確認ください。

◆【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

ご注意

◆返還保険料の計算は、記名被保険者ごと、特別約款ごと、補償項目（身体障害・財物損壊等）ごと、特約の種類ごとに1円位を四捨五入して10円単位とします。なお、計算の順序・計算過程における端数処理等の影響により、後に記載された計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額とが異なる場合があります。

◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。

◆解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、後に記載された計算方法に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を追加保険料として保険契約者に請求します。

◆解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料について、普通保険約款、施設事業者特約、訪問介護事業者特約および社会福祉協議会特約に記載していますので、ご参照願います。またセットされる特約にも返還保険料について記載している場合がありますので、あわせてご参照願います。

○無効または失効の場合

賠償責任保険普通保険約款第19条
施設事業者特約第13条の②、訪問介護事業者特約第11条の②および社会福祉協議会特約第13条の②

○取消の場合

賠償責任保険普通保険約款第20条

○解除または解約の場合

賠償責任保険普通保険約款第21条
施設事業者特約第13条の③、訪問介護事業者特約第11条の③および社会福祉協議会特約第13条の③

◆解約時または解除時において、既にご契約内容の変更があった場合には、お取扱いが異なりますので、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

<計算方法・計算例> 月割

返還保険料＝年間保険料×(1－既経過月数に対応する月割)

一時払契約	
◆保険期間：当年4月1日～翌年4月1日	
◆年間保険料：52,560円	
◆解約日：当年6月15日 (既経過月数：当年4月1日～当年6月15日・3か月まで)	
返還保険料	$= 52,560円 \times (1 - \frac{\text{3か月}}{\text{12か月}})$ $= 39,420円$
分割払契約	
◆保険期間：当年4月1日～翌年4月1日	
◆年間保険料：52,560円 (分割保険料4,380円×12回、初回分保険料を払込済)	
◆解約日：当年6月15日 (既経過月数：当年4月1日～当年6月15日・3か月まで)	
返還保険料	$= 52,560円 \times (1 - \frac{\text{3か月}}{\text{12か月}})$ $= 39,420円$
未払込保険料＝4,380円×11回	$= \text{▲}48,180円$
差引	$= \text{▲}8,760円$ (追加保険料)

Ⅵ. 保険会社等のご連絡・お問い合わせ窓口

1 事故時のご連絡窓口

保険期間の途中で事故が発生した場合などのご連絡先は、以下のとおりとなっております。

<事故が発生した場合>

- (1) 万一、事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
- (2) このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

なお、下記の『あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター』では専門の係員が事故の受付をさせていただきますので、ご利用ください。

**あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター**

0120-985-024 (無料)

- 受付時間 24時間365日
- IP電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

2 ご契約に関するご連絡・お問い合わせがある場合

ご契約の保険証券記載の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

指定紛争解決機関について

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター**

[ナビダイヤル]
(全国共通・通話料有料) **0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>